

会 議 録 目 次

平成27年第1回海田町議会定例会（第3日目）

平成27年3月5日（木）午前9時00分開議

日 程 第 1	一 般 質 問		
	○大江康子議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	○崎本広美議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	○岡田良訓議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	○宮坂二郎議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	○宗像啓之議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	○前田勝男議員	・・・・・・・・・・・・・・・・	42
日 程 第 2	第18号議案	海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定について	55
日 程 第 3	第19号議案	海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について	56
日 程 第 4	第20号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	56
日 程 第 5	第21号議案	平成27年度海田町一般会計予算	57
日 程 第 6	第22号議案	平成27年度海田町公共下水道事業特別会計予算	57
日 程 第 7	第23号議案	平成27年度海田町国民健康保険特別会計予算	57
日 程 第 8	第24号議案	平成27年度海田町介護保険特別会計予算	57
日 程 第 9	第25号議案	平成27年度海田町後期高齢者医療特別会計予算	57
日 程 第 10	第26号議案	平成27年度海田町水道事業会計予算	57
	(散 会)	・・・・・・・・・・・・・・・・	64

平成27年第1回海田町議会定例会

会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成27年3月3日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月5日(木)9時00分宣告(第3日)



4. 応招議員(16名)

1番	大高下 光 信	2番	大 江 康 子
3番	兼 山 益 大	4番	下 岡 憲 国
5番	住 吉 秀 公	6番	宗 像 啓 之
7番	桑 原 公 治	8番	岡 田 良 訓
9番	西 田 祐 三	10番	多 田 雄 一
11番	宮 坂 二 郎	12番	西 山 勝 子
13番	崎 本 広 美	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生



5. 不応招議員

なし



6. 出席議員(16名)

1番	大高下 光 信	2番	大 江 康 子
3番	兼 山 益 大	4番	下 岡 憲 国
5番	住 吉 秀 公	6番	宗 像 啓 之
7番	桑 原 公 治	8番	岡 田 良 訓
9番	西 田 祐 三	10番	多 田 雄 一
11番	宮 坂 二 郎	12番	西 山 勝 子
13番	崎 本 広 美	14番	前 田 勝 男
15番	佐 中 十九昭	16番	久留島 元 生



7. 欠席議員

なし



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山岡寛次
副町	長	三宅信行
総務部	長	窪地満
福祉保健部	長	臼井真
建設部	長	久保田誠司
福祉保健部	次長	湯木淳子
企画課	長	門前誠司
財政課	長	鶴岡靖三
総務課	長	脇本健二郎
税務課	長	中下義博
生活安全課	長	丹羽勤
住民課	長	尾木茂
社会福祉課	長	中川修治
子ども課	長	森川雅枝
保健センター	所長	森原知美
都市整備課	長	近森茂
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	龍岩広幸
会計管理者		加藤一生
教育	長	中村弘市
教育次	長	細川真示
学校教育課	長	石川直之
生涯学習課	長	花本則之

上回る今年度 6.5 億というから驚きです。これだけの納税にはやはりそれだけの魅力あるお礼の特産品が控えていました。それも肉からアイスまで、金額により高級商品が色とりどり。それに引きかえ、我が町もふるさと納税を募っていますが、平成 20 年から 25 年度までの合計は 158 万 6,276 円。20 年度は 17 万 3,000 円が 25 年度は 38 万 5,000 円、26 年度は 2 月現在で 55 万と、少しは伸びているもののほんのわずかです。そこでお尋ねします。一つ、以前ほかの議員がこのふるさと納税で海田町として何かお礼をしているかとの質問に、感謝状を贈るだけで何もその他のお礼はしていないとのことでしたが、今でも変わりはないのでしょうか。変わらないとしたらその理由は。2 番目、ふるさと納税をされた方で、この町出身者とそうでない方の割合と 1 回限りの納税か、中には 2 度 3 度の方もいるのでしょうか。また逆に、この町からほかへふるさと納税した還付金は、現在のところいくらありますか。3 点目、ふるさと納税を募る方法は、町のホームページ欄のみですか。増を図るための方策は何かお考えですか。4 点目、提案として特産物のない我が町として、墓の掃除代行、空き家を使ってのゲストハウス、町案内や山登り、祭りへのご招待など、まちづくりを併せ持ったお礼を考えてみてはどうでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡） 皆さんおはようございます。今日もよろしく申し上げます。大江議員の質問に答弁いたします。ふるさと納税についての質問でございますが、1 点目については、来年度から感謝の気持ちを込めてお礼の品を贈呈したいと考えております。2 点目については、寄附者の出身地は特定できませんので、詳しくは分かりませんが、大半の方が海田町にゆかりのある方ではないかと考えております。寄附の回数については、1 回限りの方もおられるし、毎年寄附をいただいている方もおられます。海田町の住民の方で、他へふるさと納税された方は、平成 25 年度分は 21 人、金額は約 61 万円で、個人住民税の影響額は約 24 万でございました。3 点目につきましては、基本的には町のホームページによる周知のみでございますが、個別の制度の周知や寄附をお願いすることもございます。その他、寄附の増につながる方策としては、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。4 点目につきましては、全国でいろんな取り組みが行われていることは承知しておりますので、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）大江議員。

- 2番（大江）1点目について質問させていただきます。お礼の品を贈呈したいと考えておりますということですが、今まで感謝状だけでしたが今年予算の中に25万の事務経費ですか、入ってますが、海田町ゆかりの品と書いてますが、具体的にお答えできるようでしたらお答えお願いいたします。
- 議長（久留島）財政課長。
- 財政課長（鶴岡）平成27年度の返礼品につきましては現在検討中でございます、また、現在のところまだ具体的なものは持っておりません。
- 議長（久留島）大江議員。
- 2番（大江）寄附者の出身地の特定はできませんということなんですが、この寄附をされる場合ですね、それぞれの寄附金の使途とかを記入をされて、多分寄附されてると思うんですが、この寄附金の使途にはどういうものが多いのか、ちょっとお尋ねしたいんです。
- 議長（久留島）財政課長。
- 財政課長（鶴岡）海田町においては、ふるさと納税を募る際に、子育て支援等、充当する事業の方は掲げておりますけれども、具体的に寄附者の方からこの事業に対して充当先を指定していただくという事は行っておりません。
- 議長（久留島）大江議員。
- 2番（大江）寄附の回数について、1回限りの方もおるし、毎回寄附をしていただける方もおられるということですが、それは、例えば1回は何人、26年度で1回は何人、2回目何人というふうなものがわかれば、よろしく願います。
- 議長（久留島）財政課長。
- 財政課長（鶴岡）平成26年度の実績で言いますと、平成20年度の制度創設以降、毎年、ふるさと納税をしていただけている方が1名ございます。その他につきましては、複数回となりますのが、6名の方が複数回のふるさと納税でございます。26年度、1回目のふるさと納税の方は11件でございます。
- 議長（久留島）大江議員。
- 2番（大江）具体的に金額的なもの、例えばだいたい1人がいくらぐらいっていうのが分かりますか。
- 議長（久留島）財政課長。
- 財政課長（鶴岡）寄附の額ですけれども、少ない額で言いますと5,000円、多い額で言

いますと 11 万円を寄附をされた方がおられます。

○議長（久留島）大江議員。

○2 番（大江）ふるさと納税について、これは各県いろいろですけども、2,000 円からとか、5,000 円からとか、その町によって納税の一口の金額が違いますが、海田町においてはそういう指定はされてますでしょうか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）本町におきまして、寄附の額の指定はございません。

○議長（久留島）大江議員。

○2 番（大江）この 2015 年から安倍政権がこの 3 月 30 日に税制の大綱において、ふるさと納税の拡充を図ると新聞の方に載っておりました。それによりますと、控除額が倍になる。それで、しかも今まで寄附した人が確定申告でするっていうことでしたけども、この度は寄附したそちらの方が全部確定の方の書類もされるということで、かなりいろんな手数っていうのか、それが簡素化されるようになりました。そうすると、ますますこのふるさと納税というのは結構重要になってくるんじゃないかと思いますが、その点はどのようにお考えですか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）ふるさと納税という制度におきましては、ある意味、町外の方から海田町を応援していただけるという、制度の一つであるかと思えます。財源確保の面も含めまして、ふるさと納税という制度は重要な制度であるというふうには認識をしております。

○議長（久留島）大江議員。

○2 番（大江）町外の方からおっしゃいますが、正直言いまして、海田町のふるさと納税のホームページ見ました。はっきり言って魅力ありません。いろんなところの、各市町、確かに、何もお返しはありませんっていうところは、確かに簡素化です。しかし、いろいろあるところは、ホームページ自身もかなり工夫をされています。開けてみただけで、わあ、何これってというような、そのところから既に、やってみようかなっていう気持ちをかき立てています。でも実際に海田町の見ますと、ご協力ください。ある町は応援してください。やっぱり言葉ひとつとっても、やはりそのほかの他町から、それからいろんな県からの寄附をいただこうと思った場合、それをどこでアピールするかという、やはりホームページだと思うんです。それがもう少し、やっぱりかた苦しくなく、

やはりその、人を引きつけるようなホームページの努力が要るんじゃないかと思うんですがその点どうでしょう。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）ふるさと納税のホームページの記載があるとか、ふるさと納税のPRについては、今後についてもっと検討してお願いするような形にはしていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）それと今おっしゃったように、寄附金の人ですね、海田町の場合は、明日を担う子どもを育てる事業っていうふうに打っております。それ以外は何もありません。でもある市町は、いろいろなものが打ち出されております。例えば、産業の振興、自然環境の保全、医療または福祉の充実、観光の振興または交流、教育または文化振興、その他市長が特に必要と認めるもの、っていうように、各ふるさと納税、いろんな町から応援しようかっていう時に、それらいろんな項目があることにおいて、そのねらい、その人がここにはこういうことに頑張ってもらいたい、例えば海田町であれば、織田幹雄さんのスポーツの町です。そうすると、そういうものを掲げることによって、織田幹雄さんの出たところをスポーツ頑張ってもらいたいな、っていうのでふるさと納税しようかなっていう気も起こると思うんです。今の子育ても大事なんですけど、もう少しこの使途の方を、寄附金の使途を広げた方が納税が集まるんでないかと思うんですけども、そこはどのようにお考えですか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）ふるさと納税について、いろいろな方が寄附をしていただけるかと思えますけれども、その寄附をしようという思いを、ひとつについては、海田町のまちづくりに賛同していただける方に寄附をしていただけるものかというふうに考えております。現在、海田町におきましては、子育てをしやすいまちづくりというのをまず第1に置いてまちづくりを進めております。このまちづくりにおいて、賛同をしていただける方に強くふるさと納税のほうをお願いをしておりますけれども、今後につきましては、施策等を検討しながら、町外の方に負担をお願いできるといいますか、協力をお願いできるものがあればそういったことについても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）それともう一つ神石高原町ですが、町の政策に対して、まちづくり、今言われるように、まちづくりは行政だけではできないということで、神石高原町の方はNPOですね、犬の殺処分の0を目指すNPO、それとか自治連合などにも、要するに寄附を募るっていうようなものが載っておりました。ただしその場合は、95パーセントが例えばその指定をされたNPOについて言われたら、95パーセントがそちらに行って5パーセントは町の行政に入るっていうことになってますけども、そういうことも各市町、いろんな工夫されています。ですから、今のように、一つだけ、確かに海田町が子どもを大事にするところなんですけども、やっぱりその寄附をする人の思いっていうのがいろいろあると思いますので、その思いの範囲を広げるっていうことで、納税者を増やすっていうことに、ふるさと納税を増やすということになると思うんです。ですからそこを今一度もう1度考えてほしいんですけど、どうですか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）議員ご指摘の点も踏まえまして、ふるさと納税のアピールについては今後も研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）今北海道のほうなんかも、すごい、6.4億っていうのが5億ですか。それが今、もう尽きまして、肉が足りないとか、そういう現象も起こっておりますが、このふるさと納税にやはり今年、安倍政権の方は、少し対価の、要するに与えるですね、提供と誤解される可能性のある行為などの自粛を自治体に要請するっていうふうに書いております。ですので、今からホームページなんかには、例えば1万円したらこれだけよとか、2万円したらこれだけよ、100万だったら、100万のところもありますので、100万でしたらこれだけよとかありますが、そういうものが削除されていくと思うんですけども、やはり、何て言うんですかね、今、この削除されて自粛されてはいきますが、私の提案した、このふるさと納税、今言われたように、よその方からしてほしいってことであれば、先ほど言ったように、空き家を利用したゲストハウスを1、2軒作って、そしてそこで、寄附してくれた方に、食事なしの例えば素泊まりで泊まって、そこに泊まって、海田町のよさを見てもらう。そして、あ、いい町だ住みたいなっていうことで帰ってくる、活性化する、それから遠くにいる人がやっぱりそういう墓の掃除がなかなかできない、里の。そうするとそういうのを請負う、受けて、そしてそれを今度はほかの人に仕事に回す。雇用と活性化と、それから町の活性化、それから人を集める、そう

いう一つの手段になりかねると思うんですけども、そういうのをもう一度考えてもらえないかと思うんですがいかがですか。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）ある意味で、町外の方に海田町に行ってみようということであるとか、町外の方も含めた、その、行政の方向について賛同を得るといのは、地方都市にとって一つの究極の目標であるというふうに考えております。こうしたまちづくりにおいては今後も取り組むべきものというふうに考えますけれども、それと、ふるさと納税がどのように絡んでくるか、これも一方で考えていく必要があるものというふうに考えます。ふるさと納税につきましても、重要な財源の一つでもありますし、まちづくりという観点からも含めて、今後については、取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）長崎県平戸はポイント制にしています。ですから今後もし考えるようでしたら、そういう、例えば一回した人がまたしようか、というような、そのふるさと納税とまちづくりをどうするのかっていうのは、やはり皆さんそれぞれ何人も特産品のない町は、いかにしてふるさと納税をいただいて、いかにして町のPRをしていくかっていうことがやっぱり大事と思うんで、そこはやっぱりしっかり考えてふるさと納税だから、ただ、気持ちのある方だけとかじゃなくて、気持ちがあるということはこの町に興味があるってことです。やはりそれも考えて、そして一回した人が、またしようかっていう気持ちになるような、例えばポイント制でそういうふうな一回来たら、またまた行きたいなど、近くの日浦の山に登りたいといえ、そのボランティアの山登りの会の人に案内してもらおうとか、いろんな町のボランティアとか人材を使いながら、この町の人材が一つの特産品じゃないですけども、そうなるようにすることがこの特産品のないまちにとってにメリットになるんじゃないかと思うんですけど、いま一度、すみませんその考えをお聞かせください。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）ふるさと納税につきましては、あくまでも町外の方から海田町を応援をしていただく、そのきっかけといたしましては、海田町出身の方ということもあるでしょうし、町にゆかりがなくても、何らかの形で、海田町を応援をしたいといった方に対して、ふるさと納税をお願いするのが本来の制度の趣旨かというふうに思います。もちろん、特典というのを目的に、最近ふるさと納税の方が多くされておりますが、

こちらについては、賛否両論出ております。やはり、海田町といたしましては、魅力あるまちづくり、応援していただけるようなまちづくりを進めまして、ふるさと納税の方の充実といたしますか、増額というものについて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）大江議員。

○2番（大江）ねらいは私も同じことなんです。ただそれに、ふるさと納税をしてくださった方に、町の人と一緒に楽しんでみませんか、町の住民と一緒に歩いてみませんか、要は、町の人の中に溶け込んでみて、そしてさらにまたこのまちの魅力を伝えていくのも大事ではないかと思うんです。以上、私の質問を終わります。

○議長（久留島）13番、崎本議員。

○13番（崎本）13番。崎本でございます。大きく5点ほどお願いします。第1点目に、第2次海田町地域福祉計画の具体を。今回第2回海田町地域福祉計画は盛り込んでいただきましたが、基本的課題に支援や取組及び促進と示されていますが、計画に沿った具体的な対策案は何か。以下7点を問うものでございます。福祉の心の醸成で交流活動の促進の取組とありますが、具体的に何か。二つ目に福祉を支える人づくりで担い手づくりとあるが具体的に何か。3番目に、地域における支え合いのネットワークづくりで、情報の共有化と地域活動団体のネットワークづくりに取り組みは、具体的に何か。公共施設のバリアフリー化、民間施設のバリアフリー化の促進とあるが、具体的に何か。移動やコミュニケーションの支援で、だれもが自立した暮らしが送れるようコミュニティバスの利用促進及び障がい者の移動、コミュニケーションの支援の取組とあるが具体的に何か。6番目にサービスの量と質の確保で、社会福祉協議会やNPO、ボランティア、民間事業におけるサービスの量の確保と質向上等促進とあるが、具体的に何か。7点目に、権利擁護で成年後見人制度の普及啓発に努め、児童、高齢者、障がい者、女性に対する虐待やDVの未然防止に取り組むとあるが、具体的にどういう考えでありますか。大きく2点目の、町道6号線の狭い所の解消と出しておりますが、平成27年度計画はどのようになっているかと問いましたが、27年度の予算に私が言いたいことは努力されてますので、この方は削除いうか、努められておりますので、今後とも、よろしくお願いします。大きく3点目の保育所の整備事業について。3園合併の新たな保育所の設置場所として、町は幸保育所の位置としていましたが、私が言うのは、勤労者青少年ホーム跡地に整備してはどうかいうのを再度問います。4番目に、総合公園下の町有

地について。公園下の町有地は現在どのようにされているか問うものです。細かい、2番目は、私が言うた直後に、もう整備されていますのでこれも削除します。大きく5番目、平成27年2月17日の午前8時40分ごろ都市整備課において、2月3日の迷い人の捜査に関して、副町長は、捜査の情報提供者に対し、犯人扱いされたその理由を問うものでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）崎本議員の質問に答弁をいたします。まず、第2次海田町地域福祉計画についての具体についての質問でございますが、1点目については、世代間交流の推進などにより、交流活動を促進をしております。2点目については、民生委員・児童委員に対する支援、ボランティアセンターの機能強化、ボランティアの育成などにより、福祉を支える担い手づくりを推進しております。3点目については、ネットワークの強化などにより、各種団体との情報の共有化を推進しております。4点目については、公共施設のバリアフリー化及び民間企業等に対するバリアフリー化に関する情報提供・啓発でバリアフリー化を推進しております。5点目については、道路交通状況や住民ニーズを考慮しながら、コミュニティバスの利便性を高め、利用促進に努めてまいります。また、障がい者については、移動支援サービスを実施するとともに、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行いたいと思います。6点目については、保健・医療・福祉等総合的なサービス提供体制の構築、福祉専門職の確保、育成などにより、サービスの量と質の確保に取り組めます。7点目については、成年後見人制度の啓発と利用支援、関係機関等との連携による虐待防止・DV対策の強化などにより、権利の擁護に取り組めます。町道6号線の件につきましては、引き続き頑張ってやっていきますのでよろしくお願い申し上げます。次に、保育所整備事業についての質問でございますが、12月議会で答弁しましたとおり、勤労青少年ホーム跡地に新保育所を整備することは考えておりません。続きまして、海田総合公園下の町有地についての質問でございますが、1点目については、町が発注した工事のための残土などの仮置場として利用しております。2点目については、トラックのタイヤについた土などで道路が汚れるために、水を流してタイヤについた土などを洗い落とされているものでございます。現在は町有地の一部にアスファルト舗装を施工し、そこでタイヤについた土などを洗い流しているところでございます。次に、情報の扱いについての質問でございますが、情報提供者に対し、副町長による不適切な発言があったことについては、誠に申し訳ございません。今後、こうしたこ

とのないよう説諭したところでございます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）大きな1点目の第2で海田町地域福祉計画の具体をいうて私7つほどやりましたが、7問の回答の中で、そのようにされるとは私は存じておりました。ただ、海田町独自のね、海田町独自の、やっぱり素案づくりをやってもらいたいと思いますが、その点についてはどうですか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）地域福祉計画につきましては、総合計画や福祉の個別計画とも整合性をとっておりますので、その点につきましては、総合基本計画の実施計画などで検討していきたいと思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）検討されるのはあれですが、やっぱりみんなの、海田町民のためですから、なるべく早くそういう計画を立てて実行してもらいたいと思っておりますが、いつ頃までにそれはできますか。

○議長（久留島）社会福祉課長。

○社会福祉課長（中川）それは随時ですね、取り組めることがあれば取り組んでいくという事で逐一考えていきたいと思っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）早急に考え、そういう考えで前進してもらいたいと、私は町民のために、ためになるように努力してもらいたいと思っております。それでは、第2点目の、町道6号線のところは努力して、今後とも努力をお願いいたします。3点目の大きなあれで、保育所の問題ですが、海田町民の意見も聞いて、なるべく町民に添うような、答えに添うような計画を立ててもらいたいと思っておりますが、その点についてはどうですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）この問題につきましても、今回こうして解体をさしていただきましていろんな町民からの意見もございまして、それらを踏まえて、また今回、議会の方でも特別委員会の設置をいただくということも踏まえて、一緒に研究していきたいと、こういうふうに思っております。

○町長（山岡）崎本議員。

○13番（崎本）町民の考えも議会の考えも考慮してやってもらいたいと思っております。次へ

行きます。公園下の所有地の現在の活用についてですが、今どのように利用されてるか、再度説明をお願いします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、今現在で申し上げますと、公共事業のための、例えば残土が出た場合の振り分けいうんですか、そのための場所等で使っております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私は、公共事業での業者、公共、町の仕事にかかわった業者に貸しておられるとは最近知りましたが、私が調べたところによりますと、近隣の町は有料で貸しておられますよ。無償で貸すちゅう事は、町の財産を無償で貸すちゅうことは私は、最初のその考えはどういう考えでされたか、やっぱり無償で町の仕事を、関係のある人に無償で貸すちゅうことは、ほんじゃ、公共事業の公共の施設を町民が利用する場合も、じゃある程度は、一定のあれがあったら、わしゃ、無償で貸すという、もう道理じゃと思いますが、私はやっぱりある程度の、ある業者は、民間所有地を有料で借りておられますよ。ある業者は無償で借りるちゅうことはね、やっぱりそこに何かのあれが、いくら維持管理費が要りますから。わしは何ぼか収入があって私はええと思いますが、今後どのような考えですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）公共工事の場合にはですね、基本的にはそういった仮置場等についてはこれまでも無償で貸すようにしております。民地民間のところを借りるという場合もあると思いますが、それはまた今の工事現場の状況とかですね、近隣の交通状況等々を踏まえてですね、そういった民間のところを借りればその業者の方もですね、円滑に工事ができるということになれば、その民間のところを借りるということもあるかと思いますが、基本的には公共事業であればですね、そういったうちの町有地のところの一部を、遊休になっているところの一部をですね、活用させるということは今後も大きく考えていくという具合に考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私はそういうことを聞いていませんよ。近隣の町が有料で借りていますから、海田町も収入があつてある程度の維持管理ちゅうものが要りますので、収入があつてもええじゃないかというところを聞いていますよ。なにも、工事を、海田町の工事をしているから無償で提供するちゅう、その道理ちゅうもんがなげんにゃ、それが正

しいか正しくないかちゅうことを聞いています。いくらでも入ったら海田町の収入になるんじゃないですか。ほいじゃ、海田町の土地も利用してもええから、そういうあれで、入札の時でもなんぼかそういう考慮がありますか。ないでしょう。残土処理は残土処理で業者がせないけんっておるでしょうが。これ、残土処理、仮置場に対してね、やっぱ届が要るんじゃないですか。そこをちょっと聞きます。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）下水道工事におきましての手法でございますが、そういう残土の仮置場のために、別個に役務費というのを計上をしております。しかしながら、町有地を使った場合は、役務費を削除するという手法をとっておりますので、間接的には工事費の軽減につながるというふうに考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）なぜそういうことを最初に説明されんのですか。工事を請け負うた業者に対して、それが中に入っている言われりゃあ、それでええじゃないですか、最初から。次にね、その業者が残土置場で残土を置かれますよね、その処分は適切に行われておるかどうか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）下水道工事におきましては、残土の追跡立会というのを行っております。それから、設計数量と処分したマニフェストの数量、これの突き合わせを最終段階で、成果品をもらった段階でやっております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）私が言うのはね、言われるのは分かりますよ。それが徹底されていないから言うんです。ね。残土を置く場所がだんだん広くなるのはどうしてですか、ほんじゃ。追跡調査されてとるのは良いですよそりゃ、え。その残土処分の書類もマニフェスト書類も出されてるのは結構です。だけど、残土を置かれている場所がね、だんだん広くなるのはそれはどういう原因ですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今言われるのは残土を置くところに、今仮置きしておるところの土がどんどこ広がっておるということをおっしゃると思うんですが、一応仮置場にしておりますので、一たん現場から持ってきたものをですね、あそこに何ぼかためてですね、ある程度まとまった段階で外へ出していく。最終的な処分についてはですね、そこで追

跡等を行って、最終処分の確認をしておるといことで、残土の方は適切に処理をしておると、いう具合に考えております。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）それは言われるのは分かりますよ。現実には広がっておりますよ。それ、ほんじゃ証拠を出せ言われたら、わし航空写真、今航空写真皆ありますから出しますよ。最初は、最近、ね、民間の畑を、池の上の畑を購入されて、ね、私が議員になった四、五年前に購入されました。ね、そこの位置まで、もう残土置場が来ています、ね。適切にされてたらいんですよ。だけど、私が言うのは、その場所がだんだん広がるのはなぜですか、いうのは、行政の監督不行き届きじゃないですか、ちゅうことを言いたいんですよ。それに対してどうですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）現場の方がですね、確かに徐々に広がるとるところはあるかもしれません。それは一旦、その、仮置場ですから、搬出するときはある程度まとめて出てきますのでそれまでの区間ちょっとだんだん、まとめる量が広がっているということは若干あるかと思いますが、今ご指摘を受けましたので、それについてはですね、また再度うちの方で管理監督の方をもう1回しっかりして適正な残土処分についてですね、うちの方で再度確認をさせていただきます。

○議長（久留島）崎本議員。

○13番（崎本）まあ、適正に管理してもらわなかったらね、皆さんの立場ちゅうものがありますので、ね、今、私が言うのは、現実でそこにあるから、まあ、後からでもいいでしょう、現場へ行って、私は説明しますがね、極力、徹底的に業者に指導してください。最後ですが、誠に、私も出しにくかったんじやが、今後このようなことがないようにお願いして、私の質問を終わります。

○議長（久留島）8番、岡田議員。

○8番（岡田）8番、岡田です。2点について質問させていただきます。まず、子どもの貧困対策としての中学校の完全給食の実現と医療費の助成について。全国的な公立中学校の完全給食実施率は2012年の5月現在は85.5パーセントでした。広島県では、同年66.7パーセントで下から9番目でした。その後、2014年の5月1日現在で、広島県は業者弁当を含み70.9パーセントとなっております。広島県の中で、中学校の完全給食がゼロの自治体は、海田町、熊野町、世羅町の3町のみです。町長はこの実態をどのよ

うにお考えになりますか。お尋ねをいたします。育ち盛りの子どもたちにとって、栄養バランスのとれた給食と食育は、大人になる準備として不可欠なものではないでしょうか。町長の考えをお尋ねをいたします。貧困家庭では、バランスのとれた食事を1日1回もとれていない世帯が8割5分を超え、1人当たりの1日の食費が300円以下、1人当たりの1日の食費額が300円以下が半数近くだということです。体重の減少や貧血など、子どもの健康に影響が出ていると言われております。広島県でも、就学援助を受けている児童生徒の数がこの10年間で7.7人に1人から4.5人に1人と、急増しております。子どもの貧困が広がる中、給食に子どもたちを貧困から救う福祉の面があるということは明らかです。下村文部科学大臣も、子どもの貧困対策において、食の問題は極めて重要、栄養バランスが良くおいしい給食が食べられるよう、文部科学省としても働きかけていきたいとしてきております。今の学校給食法のもとで、中学生1人当たり2万2,000円を交付金として出しております。学校給食を実施しないのはなぜでしょうか。早急に実施すべきではありませんか、町長に見解をお尋ねをいたします。次に子どもの医療費についてお尋ねをいたします。少子化問題を解決し、海田町を住み良い子育てが安心できるまちにするために、子どもの医療費を、入院と同じく通院も無料にすべきではないでしょうか。市町村の子どもの医療費援助の実施状況を見ると、中学校卒業までは医療費の無料化をしている自治体は2013年4月現在1,742自治体中831の自治体あります。2007年の19自治体で0.5パーセントだったのが、47.7パーセントの自治体が、中学校卒業まで無料に踏み切っております。まさに世の中の流れと言って良いのではないのでしょうか。海田町としても県の制度に上乘せをして、町独自に引き上げをすべきと思いますが、町長の見解をお尋ねをいたします。2番目に、町の自衛官適齢者名簿の提出について。世界的な規模でテロの脅威が広がっております。安倍政権は集団的自衛権の容認、戦争ができる国づくりへの道を進もうとしております。アメリカの戦争へ市民、自衛隊が派兵をされることがあつてはならないと懸念をされております。以前、自衛官募集適齢者名簿を提出してるということでしたが、今でも、提出をしているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問の1番目について、給食関係については教育委員会からそれぞれ、それ以外については私の方から答弁をいたします。まず、子どもの貧困対策としての中学生の医療費援助についての質問でございますが、住吉議員に答弁しましたと

おり、通院医療費助成を中学校卒業までとすることは考えておりません。続きまして、町の自衛官適齢者名簿の提出についての質問でございますが、適齢者名簿につきましては、現在も住民基本台帳法に基づく台帳の写しの閲覧には応じております。それでは、残りの質問については教育委員会から答弁しますので、よろしく申し上げます。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）子どもの貧困対策としての中学校の完全給食実施についての質問でございますが、1点目については本町においては完全給食は実施しておりませんが、ミルク給食を実施しています。他町においては、それぞれの自治体の教育行政の方針に基づき実施されていると認識しているところでございます。2点目については、栄養バランスのとれた給食や食育は大変重要であると考えておりまして、小学校で完全給食、中学校でミルク給食を実施するとともに、全小・中学校において食育に関する指導の年間指導計画を作成し、これに基づく食育を推進しております。3点目については、現在中学生は大半が弁当を持参しておりますが、弁当には親子のきずなを深めるなど一定の教育効果があると考えており、本町においては、中学校の完全給食実施は考えておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それでは再質問させていただきます。中学校の完全給食は実施をしないということなんですけど、ミルク給食は広島全部の自治体で給食を実施しないところで全部の自治体で実施をしとるんですけれども、それは、それをしとるからやらないのというのはあまり意味がないと思うんですけれども、小学校ですよね、小学校で、広島県だったら、516校のうちの506校で98.1パーセントのところ、小学校では実施しとるらしいんですけれども、中学校になってもやっぱり243校のうちの162校で、66.7パーセントが、広島県では実施をしとるという事なんですけれども、でも、小学校だったら、全国平均も広島県の平均も98パーセントぐらいの割合なんですけれども、中学校になったら全国平均だったらもう83.8パーセントですかね、これまあ平成24年の資料なんですけれども、かなり、8割以上のところが実施をしておるといふような格好になってきよる訳なんです。それで、今いろいろと言われたんですけれども、やはり各校それぞれ教育方針と言われるんですけれど、やっぱり、こういうふうな連絡を実施をしとるといふのは確実に増えてきよる訳なんです。今の大半が弁当を持ってきておるといふようなこと言われそういう答弁だったんですけれども、弁当を持って来ていない生徒ですよ、が何人ぐらい、じゃ弁当を持って来ていない生徒も何人かおるといふことは、何人かいうのは大

体把握はされとるんでしょうかね。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）中学校で弁当を持って来ていない生徒は、もちろん、日によって違いますけれども、4パーセントから5パーセント、その者は、パンの注文で対応しているというように把握しております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）多分、どこもそういうふうな格好の中だと思うんですけども、それでやはり今の、昨日もこの問題も医療費の、中学までの無料化も、同じような格好になってくると思うんですけども、やはり今、貧困率いんですか、子どもの貧困率がずっと上がってきて、世界的にも、日本はOECD34か国の中で下から4番目とかいうふうな状況で、非常に危機的状況だと言われとるんですね、その中でやっぱりこういうふうな子どもたちをいかに育てるかというのは、大きな課題だと問題だと思うんですね。で、今の医療費もそうですけども給食も、やはりそういうふうなの自治体や国として、やっぱり育てていくいうんかそういうことが問われとると思うんですけども、やはり、この今貧困の問題から見て、この今の弁当がいいと言われるんですけども、この今のこの広島県の中でもそういやあ給食を実施してない自治体、完全給食を実施していない自治体というのは本当のわずか3町ぐらいだけなんですよね。あとのところの大きな町でも実施していないところはあるんですが、町が大きい学校の数が大きいいうのがあって、海田とか熊野とかいうふうな学校、ほかの町に比べて、学校の数が少ないところではないいうふうなのは、やはりこれは町長に伺うべきなんでしょうけど、そういうふうな面で、やっぱりこうただ、財政的に難しいのか、それとも何かほかになんか原因があるんでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）今、岡田議員の質問の中にありましたけれども、まず、全体像の中で学部給食がどれだけ実施されているかっていうところでございますけれども、先ほど24年の資料を元にお話しされましたが、最近の25年度が出ておりますので、それでお話ししますと、確かに学校数でいくと完全給食を実施してるのは71パーセント程度です。ただこれを児童生徒数で見えますとですね、中学校で完全給食を実施しているのは57パーセントになるんです。あと43パーセントの中学生については、完全給食は実施されてないという、そういう状況があります。それに加えて、今度は貧困問題ですけれど

も、最初の質問の中でありましたけれども、子どもの貧困対策に関する大綱が今年の8月ですか、閣議決定されましたけれども、その中で、いわゆる貧困の子どもたちに対する食に対する対応という項目がございまして、ここでは生活保護制度などによる教育補助や、就学援助制度による学校給食の補助という、こういう項目を持って、いわゆる教育だけではなくて行政全体で、貧困の問題を考えていこうという、そういう視点が出されております。こうしたことから、海田町ではどうするかということですが、先ほど言いましたように、私はその弁当っていうものが親子の一つの絆をつなぐものであると、これは私教員のときから思っておりまして、先ほど貧困問題と絡めてお話をされましたけれども、私も受け持った子どもの中に、父親だけの子ども、それから母親だけの子どもっていうのはたくさんおりました。その中でですね、父親が毎日弁当をつくってくると、で、貧しいながらも、昔でいう日の丸弁当、こうしたものをつくってきなかなかそれを見せれない子どももおりましたけれども、中で父親の姿というのはですね、しっかり自分の目に焼きついて、先生、自分は、お父さんやお母さんに手弁当でいろいろ面倒をかけているから、自分は頑張るんだと。父親、母親の思いというのは非常に強まった、そういう生徒たくさん見てきました。私はそこに弁当の一つの大きな意義があると思っておりますから、海田町においては、給食ではなくて、中学校においては弁当っていうものを持参していきたいと考えているところでございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）まあ、よく中学校で実施してないところは、よく教育長が今言われたようなことを言われるんですけども、やはり、そうは言ってもですね、今の栄養の面とか、それはお父さんはまだ中学生とかのお父さんはまだ若いですからね、大変なんですね、仕事もあって、そこで一生懸命頑張ってそういうふうな子どもさんを育てとられるんでしょうけどもね、やっぱり、それとやはりこの今の学校給食、やっぱりちょっと別だと思うんですよね。それは確かにそういうふうな面は大切にせにゃいけないと思うんですけどもね、それと、やはり今の交付金の問題ですよね、交付金だから自由に使えるんだとか、ほかのところに使ってもええよというたらそりゃそれまでなんでしょうけどもね。この辺のところ、この今実際に学校給食にこういうふうなお金を使ってくださいと、中学校やなんか出てる訳ですからね、それをそこに使わずにほかのところ、いうふうなかつこうはどういうふうにご考慮おられますかね。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）まず1点目の、弁当、学校給食の良い点、悪い点ということを考えますと、皆が同じもの食べるということでの統一的な食育ができる、または給食当番などによる係への意義ということを教えるということは大変意味あるものかなというふうには考えております。しかしながら、弁当ってということに、給食をそのまま実施ということになりますと、例えば、食物アレルギー等への対応、給食費未納の問題、また食べ残しの残菜の問題等の問題ということが考えられます。あわせて、やはり一緒に弁当をつくるであるとかということの親子の絆ということも考えられるかなというふうに考えております。2点目の、普通交付税につきましてでございますが、その給食について自由に使えるということをおっしゃられたと思いますが、ご理解いただきたいのは、給食費以外のところでいいますと、普通交付税で割り当てられているもの以外のものを、教育費の方に充てていくことをご理解いただきたいというふうにご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）ちょっと今交付金のことあまり理解できんですけどね、そういうような名目でおりてそれをほかのところ、まあそりゃできるんでしょうけどね、やっぱり名目で使ってほしいんですよ。それと、今あの給食の良い面、悪い面を言われましたけども、それは、やらない前提でそういうふうな、悪い言葉で言うたら、理由づけいうんかそういうふうにしかな聞こえないんですよ。やっぱりこの小学校の給食もそうなんですけど、義務教育ですからね、やっぱりそういうふうな、教育の一環としての給食いうんか、そういうふうな立場で、ほかの自治体もそういうような立場に立ってやられるからどんどん増えとると、学校が増えとるというふうな気がするんですけどもね、やっぱり、そうは言ってもやっぱり、予算的にある程度かかりますからね、やっぱり、そういうふうなところは町長の関係だと思えるんですけども、やっぱり町長がそういうふうな決断をされたら、やはりそれはできると思うんですよ。そこの決断いうんか、町長はこのことについてどのように思われておるのでしょうか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）確かに財政的な面のことをお話しされましたけれども、財政的な面のこともあるでしょう。ただ私は財政的な面以前にですね、その学校給食っていうものについて、もし現時点で私は、学校給食は完全給食をすべきではないと思っておりますけれども、私は、考え方が、多少変わるといふ契機になるとすれば、今の保護者たちの思い、

また地域の思いが大幅に変わってきたときに、そういう完全給食というものを考えなきゃいけないかなっていう、そこを考えております。現在の状況はどうかって言ったら、PTAの方で、毎年要望が出てきますけれども、その中に中学校給食を実施してくれという項目が、確かにございます。この件については、私、PTA会長の方全員が集まった時に聞かせてもらいました。その内容っていうものはどういうものなのかと、大多数がそういうふうな思いを持ってるのかと聞きましたら、これはごく一部の、やはり先ほど議員おっしゃいましたけれども、仕事が忙しくて弁当を作る時間がないと、そういう方達は給食あったほうが助かるということ、ここが、非常に大きな理由で、ごく一部の人が、そういう声を出しておられると。で、大半の人はやはり弁当の中で、子どもたちにつくってやりたい、量の問題とかいろいろありますから、弁当をやっていきたいという声だと。それを聞いて私は、先ほどの第1答弁の中で申し上げましたように、完全給食ではなくて、弁当でやるべきだという確信を持っているところです。私自身、財政以前に、弁当が、完全給食を実施しない方向だということ、これがあって、もしこれが変わった時に、次の財政問題が出てくるのかなと、そう私は考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）ということは、保護者の方、ほとんど保護者の方なんだろうけど保護者の方がそういうふうな要望が強くなったら、そのときは、教育長の考え方を、考え直して実施してもいいかないうふうなお考えなんですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（中村）考え直すというんじゃなくて考え直す契機になると、そう考えて貰った方がいいと思うんですけど。多くなったらそれに全部なびくってということはありませんので。多くの意見を持っておられる場合でも、やはりその教育の方針というのは私はしっかり持って行きたいと思えますから、その方針に沿ってなければ、それは多くの意見でも反対させていただきますし、ただそういう機運が高まってきた時には、考える、そのきっかけにはなると、そういう意味で捉えていただければと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それでは考えるきっかけをつくりたいと思いますのでお願いします。それからあと子どもの入院の医療費なんですけれども、昨日、住吉議員に答えられたように、中学校まではやらないというふうな回答だったんですけれども、それで、今いろんな調査いうんですかね、全国的にいろいろされとるんですけれども、その中でですね、保健

医協会というところがあるんだそうですけれども、2010年と2012年に実施をした患者受診率実態調査というのがあるんだそうですけれども、主に患者の経済的な理由で、半年の間に治療を中断した事例があったかというふうなことを医療機関にアンケートしたら、普通の歯医者以外の普通の病院では2010年には33.6パーセントから2012年には49.6パーセントと、歯科医では2010年の51.3パーセントから2012年は64パーセントの人たちがいろいろな家庭の事情とか、医療費がかかるということで病院を途中でやめておられるんですよね。行くのをね。こういうふうな実態というのは、ずっとある訳なんですけれども、これはやっぱり、小学校は医療費がかかるというふうな理由でやめておられるというふうなのが出とるんですけれども、これについて、どういうふうに思われておりますかね。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）ただいま議員が言われた調査の内容について、私どもは詳しい事情、それが単純に医療費だけの問題なのか、医療費だけで30何パーセント、40何パーセントの方が医療を中断されたのか、そういったことがちょっとわからないので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）それとですね、歯科医ですよ、歯医者さん、で、どういうんですかね、歯科医で口腔崩壊いうんですかね、口腔崩壊という言葉があるんですかね。虫歯が10個以上の子どもと、子どもいうても小学生なんですけれども、そういうふうな10本以上ある、あるいは歯の根っこしか残っていない、未処置の歯が何本もあると、こういうふうな生徒や児童にあったことがある養護教員が、どれぐらいおられるのかというふうな調査もされとるんですけれども、結構この調査も、養護教諭の人ですよ。そういうふうな人が結構そういうふうな事例があるというふうに回答されとるんですよ。ですから、海田町でどほういうふうに調査がとるかわからないし、されとらんとするんですよ、海田町で一回ですね、そういうふうな養護教員の方に、苦労なんでしょうけども、そういうふうな生徒・児童に調査をして、あれとか海田町の医者ですよ、医師会の協力を得て調査をしてもらって、実際にずっと完治をするまでに通っておられるのか、通つとるのか、それとも途中でやめとるのかというふうな調査をするということはいかないんでしょうかね。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）ただいまの言われた事例が、多分それ治療、医療費がないから治療をしてないという話なのか、治療せずにほったことなのか、ちょっとよく分かりませんが、少なくとも今小学校とか中学校では、年に1回ですか、歯科検診等やっ取りますし、そこで異常というか虫歯等があるという話については、その後どういうふうに治療するか、その後完治したかということの、多分、完治通知といいますかね、報告というか、そういったものをやっている。あるいは、そういったことで、いろんな検診を行っておりますので、多分、そういったことでの虫歯が多くほうっておくという状況は少ないんじゃないかと思っております。

○議長（久留島）はい、岡田議員。

○8番（岡田）今虫歯について言うたんですが、普通のその他の病気ですよね。そういうふうな、やっぱり全国的に見ても結構な、3割4割の方が途中でやめておられると、自然に治ったのかどうかとかその辺のところはよく分からないんですけども、こういうふうな調査うんかアンケートうんか、こういうふうなものは、すべきだ、してみるべきじゃないかと思うんですよね。それで、この今の医療の助成がまだやるべきなんかというふうなのが出ると思うんですけども、そういうふうなところをやってもらって、やってもらうことができるのかどうか、可能なのかどうか。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（臼井）今岡田議員が言われたような調査は、非常に難しいものだと考えております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）難しいというのは医者の方にそれは問い合わせるとかなんかをしたら、医師会の協力を得て、ある程度できるんじゃないかと思うんですけども、その辺が難しいと言われるんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）できるかできないかの前に、私としたら全国調査で出ているということは、岡田議員おっしゃいます、全国的にそういう医療費補助をしてもそういう状況がなっているというところで、関係なく通ってます、そういう点で行くと逆にそういう調査がなくても、今学校現場その他から、医療費が不足しているからそういった子どもたちの治療を受けれてないと言ったような報告は受けておりませんので、その辺については、逆にそういう調査自体必要ないというふうに考えます。やはりこの医療費補助につ

いては、そういうふう子どもたちのそういう通院させる、その経済、実際それを普及させることによる経済負担が重たいという声は、これは昨日の質問でも出ておりますが、アンケートその他で確かにそれは出ております。それに対してどう政策的に判断するかであって、今おっしゃる、その子どもがそういう施策をとらないから、子どもたちが受診できていないということは、つながってないと思いますし、それは逆に全国的調査でそういうことが出てるといことは、そういった施策をとっても、何らかの事情で、そういう受診が行われていないというところにつながるんじゃないかと考えております。そういうことで、先ほど来できるできないの議論が出ておりますが、たとえできたとしても、そういう調査は行うことはないというふうに思います。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）やはりね、経済的いうふうなのは大きいと思うんですね。それずっと通ったら、やっぱり要りますからね。そういうふうなので皆さんが1回2回行って、もうちょっと行かないけんのじゃけど、ちょっというふうな格好で躊躇されるというふうな部分は大きいと思うんです。それを自治体でそういうふうな支援をするというふうなのが、この制度だと思っんですよ。それで、今の県の制度が1番最低限の制度なんですけど、そこに上乗せを町で上乗せをするというふうにして、子どもたちを健康に育てていくと。やっぱり、可能だと思っんですよ。今はあんまり言わなくなったんですけども、よく岩手県の沢内村ですかね、今、合併をして、西若町ですけどね、2005年かなんかに合併したらしいんですけど、あそこでは、ちょっと古い話なるんですけど、豪雪地帯であるしすごく貧困なところだと。で、ほかにいろいろな病気があったりなんかして大変だったということで、役場のああいうふうな保健の関係とか、町長、何か、ものすごく尽力をして、そういうふうな保健を援助して補助して、病院にかかるようにしたり、いうふうなすごく苦勞して制度をされとるんですね、そういうふうなところから始まって、医療の無料化というか、どんどんどんどん始まっていたんですけど、そういうふうにして、やっぱり、自治体の責任だと思っんですね。ある程度まで子どもさんを健康に育てるといいうふうな、そこがまだ行ってないから今の貧困率とかそういうふうなものにつながってくると思っんですよ。この貧困率にしてもものすごく悪いというんですかね。日本の下はアメリカと同じような格好で、日本の下がアメリカだったと思っんですけど、そういうふうな格好の中で今、国としても大変な問題だといいうふうなことを問題意識を持つとるんですけども、そういうふうな町としても、やっぱりこういうふうな

問題をもう少し、このどういうん子育てというんか子どもたちを健全に育てるいうふうなのは本当にやっていかにやいけんのだと思ふんのですよね。すぐそりゃmやったのを、どういう成果が目に見えてくるとかいうふうなもんじゃなかかなと思ふんのですけどもやっぱり自治体として、子どもたちを健康に成長させるというふうなのはある程度大きな役割があると思ふんのですけども。だから、今の町長や教育長は、なかなかこういうふうなことで、形でちょっといろいろと教育方針が自分たちはそれぞれちょっと思いと違ふんだといわれるんのですけども、子どもたちを育てるというふうな立場に立ったらやっぱりしていく必要があるんじゃないかと思ふんのですけど、その辺のところをもう一度お願いいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）子育て支援というのは非常に重要なことだと思っておりますが、その中の優先順位において、今の海田町において、通所医療費の補助というのが高いというふうには判断していません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）なかなかやってもらえないので、粘り強くやっていきたいと思ひます。それと自衛官の適齢者名簿とういうことなんのですけども、写しの閲覧に応じておりますとういうことなんのですけれども、これちょっと具体的にお伺ひしたいんのですけども、閲覧という場合はこちらからいろいろな別名簿を出すというふうな意味じゃ、もちろんないんのですよね。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）資料の提供という訳ではなくて、住民基本台帳、この写しを住民課において書き写しという閲覧という格好にしております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）書き写して、どういうん、渡す訳じゃないですよ。見るだけみたいなの。で、それはどういう項目があるんでしょうかね。例えば生年月日とか、どこまでの範囲を閲覧をさせているんでしょうか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）次年度中にですね、18歳に到達する男子の基本情報をですね、住所、氏名、性別、生年月日を閲覧させております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）この閲覧というのは、どういうん、別にこの自衛隊法とかもいろいろあるんですけど、行的にはどういうふうになつとるんでしょうかね。別にそういうふうな、ただ、どこの人が来ても町としても閲覧できるのか、それともここの今私が質問出しただけのための閲覧なのかをお願いいたします。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）住民基本台帳法で閲覧できる要件がですね、国、地方公共団体の機関が法令で定めるという事務遂行のために閲覧する場合とか、あと個人とか法人の場合ですと、統計調査、世論調査、学術研究等の公益性が高いと認められるもの、そういった条件が付いております。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）ということは、どういうん受託法定事務いうんですかね、そういうふうな関係じゃ全くないということですね。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）市町村がですね、あの受託法定事務として、自衛官の方を募集をする事務というのはあるんですが、それとは別にですね、これは住民基本台帳法に基づく閲覧でございます。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）もう一度聞きますけども、受託法定事務では自衛官の募集はやっていない、資料提供はやってないということなんですね。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）今議員がおっしゃられた法定受託事務の自衛官の募集、今、総務課の方でっております。総務課の方でいわゆる適齢者名簿の提供というのは行われておりません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）ちょっとよくわからなかったんですけども、総務課の方では、提供しとるということですか。やってないということですか。私はなんでいうかというと、今の政権ですよ、その前に、閲覧をして、それは閲覧をできるんでしょうけども、自衛隊の方、閲覧に来られますか。

○議長（久留島）住民課長。

○住民課長（尾木）住民課の方に来庁されます。

- 議長（久留島）岡田議員。
- 8番（岡田）で、そのときに、資料そのものというのは、どういうんですかね。コピーとか何とかいうのはできるんでしょうか。手書きとか、コピーしたものは。
- 議長（久留島）住民課長。
- 住民課長（尾木）閲覧ですのでコピーには応じておりません。
- 議長（久留島）岡田議員。
- 8番（岡田）ちょっと安心したんですけど、私が今聞いたのは、今の政権ですよ、今、どンドンどンドン、憲法も改悪せずに自衛隊を海外出そうかというふうなことをずっとやりよるでしょう。で、去年の7月の1日に閣議決定を、自衛隊が海外で出るようにしたんだけど、ちょうどそのときに、自衛隊と米軍がいっしょになってハワイで合同練習をすると、で、この度は2月は、2月だったか4月だったんですかね、自衛隊がアメリカの本土でそういうふうな戦争の訓練をするというふうな状況にずっとなってきたよる訳なんですよ、で憲法も改正。そうやってきたときに、それじゃあ今の十年とかそこから先の事を見込んでそういうふうなことをする訳ですからね、そのときに、やはり自衛隊が足らなくなるというふうなことになって、それに対してやはり少しでもこの自治体のガソリンなどのことで協力いうかそんなことしおったというふうなことはこれはある程度大問題と思うんです、そういうふうな意味で、ちょっと問うてみたんですけども、それで今のどういうんですかね、以前なんかもう提供しよったというふうなことを聞いたとき、しよったと聞いたんですけども、それはいつ頃からやめられたんです。しよったというふうな、しよったんじゃないんですかね。ちょっとその辺をお願いいたします。
- 副町長（三宅）総務課長。
- 総務課長（脇本）いわゆる募集事務の一環といたしまして、適齢者名簿を提供したという事実は海田町においてやったという事実はございません。
- 議長（久留島）岡田議員。
- 8番（岡田）で、それは今はやられてないんですよ。
- 議長（久留島）総務課長。
- 総務課長（脇本）これまでやったという事実はございません。
- 議長（久留島）岡田議員。
- 8番（岡田）今の今までやったという事実はないと言われたんですけども、その前には

以前やったことあるというふうな今言われませんでした。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今総務課長が言いましたように、過去やった事実はございません。

○議長（久留島）岡田議員。

○8番（岡田）海田町はやってないという事なんですけど他の町村ではそういうふうなことも多々行われとるというふうなことは聞くんですけども、このままやっぱり行わないようにと。これは行わないようにしてください。お願いをいたします。以上で終わります。

○議長（久留島）この際暫時休憩いたします。再開は10時35分です。

~~~~~○~~~~~

午前10時24分 休憩

午前10時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。11番、宮坂議員。

○11番（宮坂）11番、宮坂です。本日2点ほどお尋ねしたいんですけども、まず第1問目の、プレミアムつき商品券につきましては、一昨日の本会議で補正予算で審議されて、換金手数料につきましては商工会員からは取らない。非会員からは1パーセントを取ると決まりましたので、通告内容を少し省略して発言したいと思います。まず、2月17日の全員協議会で、プレミアムつき商品券の発行事業の概要の説明を受けました。これが、今回の質問の前提であります。1万円で、2,000分のプレミアムがつき、合計1万2,000円分の商品券であります。商工会員の方だけでなく、非会員の方も協力していただけることは、商品券を利用される町民の皆様方に立てば、大変喜ばしいこととあります。しかしながら、一方で、商品券の取り扱いする業者には現金が入らない。商品券から換金する手間というものが発生します。私は、換金される取り扱い業者には、商工会の非会員からは、手数料を取らず、商工会会員の業者には、あえて1パーセントを割り増した金額を払えばどうかと思うんですが、町長のお考えを問うものです。続きまして、災害時の避難所の夜間のかぎの管理についてでございます。海田町地域防災計画では、災害時の拠点避難所として海田公民館、海田小学校、海田西中学校、海田東小学校、海田中学校の5施設を指定しております。また、一時避難所として、海田西小

学校、海田南小学校も指定しております。先の災害防止対策等調査特別委員会において、住吉委員からの、夜間に災害が起きた場合のかぎの開閉はどうするのかとの問いに対して初動体制は役場が行うとの答弁がありましたが、拠点一次、二次避難所問わず、町立の建物の避難所のかぎの管理はどのようにされているのでしょうか。特に、拠点避難所を設けるような災害が発生した場合、役場から各避難所への施設の開錠へ行くのは困難をきわめると思います。一刻の猶予をも許されない事態が想定されます。各小・中学校の夜間の管理は警備員が常駐していますが、校門のかぎに関しては、地域の自治会、あるいは校門に近い家の方に一つ預けておくなどの方策が必要ではないかと思えます。以上、問うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）宮坂議員の質問に答弁をいたします。まず、プレミアム商品券についての質問でございますが、1点目については、全員協議会でのご意見を踏まえ、換金手数料について、商工会の会員の方は0パーセント、会員でない方は1パーセントとするように改めました。2点目につきましては、本事業は、消費喚起を目的とした国の交付金制度に基づいて行われる事業であり、実施する考えはございません。続きまして、避難所の夜間のかぎの管理についての質問でございますが、学校を除く町有の避難所に指定している施設については、緊急の場合の連絡体制をおおむね整備しております。また、鍵については、今年度末までに、生活安全課で一括保管するように、現在事務を進めるところでございます。また、各小中学校施設では当面警備員による対応ができると考えておりますが、大規模災害時には、より迅速な対応が必要になることから、議員ご提案の方法も含め、今後研究していきたいと考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）再質問をさせていただきます。あえて第1質問の時に言ったんですけども、まず2月11日の時点では、商工会から1パーセント、非会員からは2パーセントの手数をいただくということをお聞きして、あくる18日がこの一般質問通告でしたので、出させていただきます。17日の時点で、そういう説明がありましたので、おそらく、この方針は変わらないのであろうと思って、通告書にご覧のとおりにあるんですけども、2月11日の時点ではまだ換える手数料につきましてね、商品券、変えるつもりがあったのか、それともなかったのか、その点をまず先にお伺いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅） 全員協議会へかけますのは、やはりもう決定というんではなしに、こういうことを考えているということで、説明さしていただく、で、そこでの説明を聞いた上で、質問等もしくはご意見をいただいた上で、当然に検討をすることを前提に出しております。議案の提案とは違いますので、あの時点では確定した訳ではございません。

○議長（久留島） 宮坂議員。

○11番（宮坂） 議案が出まして可決しましたんで、これはもう議会決定事項でありますので、変えることは非常に難しいと思うんですけど、今回議案で決まったのは、基本的には、補正予算が議決されました。内容につきましては、今、副町長言われましたように、全協時々あるんですけど、内容につきましては、どのようにするかというのはまだこう考える時間があると思うんですよ。6月1日発行の予定でございますので、少なし、もう3か月ほど運用のほんとの規定まではあるんですけども、その点がね、まだ考えられると思うんですよ。先ほど答弁中で、消費喚起を目的とした国の交付金、ってあったんですけど、消費喚起、当然なんですけども、商工業の発展という面も当然それに含まれるのではないかと思うんですよ。町長、施政方針でも言われましたように、商工会の活動に対して助成するというか助ける商工会の活動を助けるということは形商工会員に対しても、助けるということが含まれると思うんですよ。その中で、それが前提です。で、補正予算のときにお聞きしたんですけども、まずこの、国からの今回の予算が3,000、ごめんなさいね。3,134万に、自主財源が海田町から160万円出すとありました。で、補正の時、私、聞いたのが、今回この予算もし余った場合には、副町長、あのときに、とっさの答弁かもしれませんが、追加発行もあり得るという答弁があったと思うんです、私は記憶してるんです。私の記憶違いだったら違うんですけども、もし余った場合には追加発行も考えておりますという答弁があったんですけども、追加をしてもね、おそらく、2,000円分のプレミアムを1,000冊作ったら、200万円の追加になります。その程度1,000冊程度ぐらいしか、もし追加発行するとしても、そのぐらいのもんじゃないと思うんですよ。1,000冊追加してもそりゃ、行き渡りませんよね。はっきりいって。私が、思うんですけど、商工会の会員と非会員の差別を区別するのは分かります。わかるんですけども、もし1パーセントの手数料を、1パーセント、取扱業者、換金するにして、今回発行するのが1億4,400万円分の商品券です。1パーセント、144万円、ね、これは町の持ち出しと自主財源の160万円の以内でおられるんですよ、足りるんですよ。ね。もし、今回1万2,000冊を刷った、その中で、手数料等が余った場合には国庫

に返納するって言われました。国庫に返納するのはばからしい、ていうか、そういう発言はなかったんですけど、私もばからしいと思います。もらったお金は使い切って、当然だと思います。足らずは町の自主財源でもっていき、その考えは当然だと思います。ただし、足らずのことがあるために対して160万円を出すのであれば、144万円分をどうですか、商工会員の方に、換金に行く手間を考えたら、1パーセント分あげましょう。そうすると、町としても交付金の金が余る心配もない、町民の方も、ね、1万2,000円、2,000円分のプレミアがつける。町もうれしい、いらん心配せんでもいい、町もうれしい、町民の方もうれしい。しかも業者もうれしい。これウインウインウインの関係になって非常に良いんじゃないかと思うんだけど、その辺どうですかね、全く考える予定はないか、それとも考える余地があるか、その考えを教えてください。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）やはり売れ残った場合にはというので、やる訳にはいきません。最初の場合ですと1パーセントは交付しますという条件で出さないといけません、私も少し答弁が誤解を招いているかも分かりませんが、私はその追加発行するというのではなしに、2次募集もあるということから考えれば、全てが、どうですか、商品券が売れるというふうに、一次募集だけではなしに二次募集という手も考えていますから、売れると思いますというふうに申し上げました。ですから、まず最初の今の予算のたてりからいきますと、現在の仕組みで予算を組んでおりますから、そこには、上積みがございません。そうすると、別に考えなければいけないという方向になると思いますので、広報する段階から募集する段階から、商工会員の方には1パーセントの事務手数料をお渡しするということはできませんし、ここを国費を充てるとなったときに、換金手数料、いわゆる発行元の手数料については、このたび対象になっておりますが、販売される事業者の方は消費喚起と書きましたのは、そういうことで売り上げが伸びるということが期待されるというところがもくろみでございますから、そこでこの交付金の対象になっていないというところがございます。先ほどおっしゃいました商工会員の方々への助成という形では、これは商工会への補助金自体が二段階に分かれておりまして、一つが、いろいろと業者の方の帳簿のつけ方とかそういう講習会のそういう費用と、もう一つは、町全体のそういう商工業の発展に資するためのこれはメニューを考えてくださいという補助金等になっております。商工会の方のご判断で、今回のプレミアム商品券の発行の補助金ではなしに、商工会へこれは今からご審議いただきますが、27年度の補助金を

使われて、そういう独自の考え方をされるまでを妨げるものではございません。ただし、現段階で予算の方は1パーセントと0パーセントで組みさせていただいておりますので、ここの大枠を変えるというのは非常に今難しい状況になっております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）その中で、また補正のときに聞いたんですけども、事務手数料等含めての総額の三千二百何万ぐらいの、いくらだったかな、3,223万4,000円ぐらいの予算組まれてますけども、そもそもね、今事務手数料というのが、この間の補正の時に質疑させてもらったんですがよくわからなかった。どういった手数料、商品券発行のプレミア部分が、2,400万円はわかるんです。でこの前言いましたように、多子家庭と言いましたかね、あれが8,000円で売るとして、100万弱、2,500万弱。それから差し引いたお金がね、印刷製本費とかっていうのがあると思うんですけども、それ以外の手数料、事務手数料になるかなと思うんだけど、それは事務手数料と、あとはどういう経過になるかはわからんけど、この前言ったのは、もし銀行振込に、もしするんであれば、振込手数料等、かかってきますけどね。それらを、大体の計算した上での、残りの3,200から2,500を引いたら、およそ700万ですね。そういったお金の予算の内訳というのは大体でいいんですが、出てるんですかね。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）印刷製本費に換金手数料、広告宣伝費等々、いろいろありますが、商工会から見積もっておる金額でございますけども、現在まず商品券の印刷費につきましては、大体、ええ、70万ぐらいになります。またいわゆる換金料、振り込み手数料につきましては、30万ぐらいになろうかと思えます。それで、広告費につきましては、かなりこれ、事前にですね、配布したりとか、多く、いろいろポスターとか幟旗とか、各店舗のステッカーとかございますので、この辺につきましては、大体、100万ぐらいを見込んでおられるようです。また、人件費につきまして、今回、換金の手続等もあります。また同時に、アンケート調査、これ国から義務づけが要請されておりますので、その辺の関係での人件費等もですね、30万とかそういうような形で、いろいろですが、細かくは積算をいただいております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）諸々があるんですけども、手数料が30万ってさっき言われたと思うんですけど、これはどうですか、商工会に対して払うお金とかいう感じでよろしいんです。

まず、それ。

○議長（久留島）企画課長。

○企画課長（門前）手数料、これ振込手数料でですね、これはですね、商工会がそのときにですね、全て現金をご用意できている訳でございませんので、後日、速やかに形になりますが、皆さん方ですね、店舗の方にお金を振り込むときの手数を先ほど申し上げました。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）今回のこのプレミアムつき商品券なんですけども、これは海田の場合は商工会がする行事に対して、海田町が補助をするという形だと思うんですけど、今日聞いたんですけど、府中町の場合は府中町が発行するというふうにお聞きしてるんですよ。別のやり方が違えば各町によって違いがあつていいと思うんですけど、商工会自体がやる事業なんで、商工会がやらしてくれと言って来たら、事業に補助するという考えだと思うんですけども、商工会がやるから言うんで商工会自体に対しては事務手数料とか、そういった受付業務手数料、そういったのをお支払いする考えはないんですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）商工会の方から出ております見積もりの的に行きますと、そういったようなものも今回の経費に含まれておまして、人件費という形で換算をされております。ですからそういう意味では、発行をお願いし周知とかいろいろ図っていただきますが、そのかかる費用についてはこのたびの国からの交付金、それそのための国からの交付金、それにプラス町費をだしますが、で賄っていただくという形にしております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）まあ、国から消費喚起せえっていう感じで、だから消費者に対しては、プレミアムを上げなさいよと。商工会員でない業者、町でいる商工業者、商工会会員・会員外を問わず、もうこれも町民なんですね。町民法人税払っております。町民なんですね、それに還元するという形でね。一考する余地がまだあると思うんですよ。昨日、多田議員の一般質問に対して、副町長が、連続立体交差の見直しの見直しに関して、これは、見直しの見直しを生かすっていうことは非常にまれなケースであるというふうに発言がありました。今回この問題と連立を同じようにすると私は思いませんけども、まだ6月の発行で時間がございます。もし考える余地があるんでしたら、先ほど申しましたように、町としてもいらん心配せんでもええ、町民もよろしい、町民であり商工会商

工同士もよろしい、本当にもう、大岡越前で昔あった三方一両損の全く逆、三方一両得、そういった関係で、ウインウインウインの関係になるんですよ。私はね、もし1パーセント、もし上乘せして業者に換金あげる言うのを、国がそれはおかしいよって言っても、おかしくないよ、それぐらいの理屈はできる思うんですよ、ね。現金で入って来ないんだから。現金で入る手間を考えてください、そのぐらい言ってもええと思うんですよ。国に対しても、ね。それが、まちの発展商工業の発展につながるんですよ。私はそう思うんで、もし考える余地があるのであれば、まだ時間があります。町長、6月までまだ時間がありますよ、どうぞ内部でゆっくり考えて、6月の発行の時には良い返事ができるように期待しておりますので、よくよく内部で検討してください。いいですか、こちらの方も民生部、民生部、関係あるんですよ。ほんとうにあるんですから、よろしくお願いします。続きまして、2問目、避難場所の管理。最終的には議員の提案で今後研究してまいりますという、非常に前向きな答弁がいただけましたので、何かもうこれ以上言ってもあれなんですけども、気になったのは、鍵については今年度末までに、生活安全課で一括して保管するよう現在事務を進めているところでございます。ということはまだ鍵の管理ははっきりしていないというふうに受け取れるんですけど、どのようになっているんですか、現在、現在の状況を教えてください。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）現在、各施設管理者の方に通知を出しまして、合鍵等をお持ちであれば、こちらの方に生活安全課の方に提出していただけるように、また、合鍵等なければ、作成して、こちらの方に預からしてくださいということで、年度末までにこちらの方に預けていただくように通知を出しておるところでございます。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）それはね、生活安全課、各出先機関に言うんじゃないかって、こっちが、町長部局が、まず、作らにゃいけんのんですよ。何か今の言い方だったら、何か余ったお金で、金が余ったたらそのお金で作りなさいという答弁に聞こえるんですよ。逆に、微々たるものだと思うんですよ。どういう鍵か分からんけども、おそろくけど、普通の鍵ではないと思うんですよ。一般の、町の施設というのは、ね。普通にあるような錠前のこういう鍵じゃないと思うんです。どういう鍵なんですか今。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）現在こちらの方から各施設から預かろうとしておりますのは、正

面玄関の鍵でありますとか、通常住民さんが出入りする、出入口の鍵を想定してこちらの方に預けてくださいということで申し上げております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）小・中学校の件で聞いて、話が飛んであれかもしれませんが、まず今、どこまでの鍵が生活安全課の方に届いておるのか、どの施設の鍵がね、で、さっき言いましたように普通の錠前の鍵なんですか、普通の。例えば、ひまわりプラザとか、福祉センター、ああいったところ、普通の錠前の鍵で、普通にこうやって入るような、なんかセンサーとかなんとかがあって、どういったらええん、警備保障、警備会社とか契約してますよね。おそらく、ね。そういった面の解除する方法とかも一緒に教えてくれとかいうふうになっておるんですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）まず各施設、入り口は自動ドアであったりいろんな方式があろうかと思いますが、それについては一般的な錠前と申しますか、鍵がございます。それで、機械警備につきましては、事務室部分が機械警備になっておる出先がほとんどでございますので、機械警備については、緊急時、サイレンが鳴ろうが鳴るまいが、とにかく中に避難していたことが最重要と考えておりますので、警備会社についてはまた、その後も電話連絡等で、事件ではないという旨を連絡したいと考えております。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）小・中学校の鍵に関しては、今後研究していきたいという答弁でございますので、私もね、すぐに自治会とか、近くの家の方に、一個預けておけと出しはしたんですけども、難しいだろうというふうには思うんですよね。思ったんですけど、ただ、小学校の場合、小中学校の場合には質問で通告しましたように、中に入る、校舎の中にね、入るのは、警備員の方がいらっしゃるの、そこまでの校内の、もしその預けた、一般に預けた鍵が窃盗されて、その鍵が、もしなくなった紛失されたとしても、そこまで大きな被害はないかなというふうに考えての、小・中学校の鍵を、民間というか近くの方に、自治会なりに預けたらどうかというふうに考えておったんです。本当にね、マニュアルができればええんじゃけど、それが実際に使われないような対処できないようでもマニュアルをつくっても、それは絵に描いた餅。この件に関してはね、いろいろまだ内部の方でね、いろいろ教育委員会の方にしても、いろいろ問題があると思うので、採択を考えてもらわないといけないんで、一番いい方法っていうか、どういった範囲でい

いのかを考えていただきたいのと、ちょっと話がとんであれなんですけど、くしくもですね、3月1日に私が住んでる自治会で防災訓練やったんです。海田小学校区なんで海田小学校で防災訓練させていただきまして、この度避難訓練ということで、本館の3階に上がるような訓練をさせてもらいました。その際に集まった方々がやっぱり、夜になったら夜の時はどうするんかね、言うことを言われたんで、ちょうどこの度同じような質問を出しておるんじゃないかという話になったんですけども、余談ですけども、避難訓練に行った時に3階に上がったんですよ。3階に上がる時に、小学校に手すりがないんですよ。で、ご老人、特に足腰の悪い方というのは、これはあがれんよ、外に避難の時には僕らでもおんぶしてでも上がるけえとかいったんですけど、やっぱりそこまで迷惑かけたくない。ほんとの緊急時にはそういうことはないかもしれないんですけど、これ手すりがないと上がれんよねって話になったんですよ。これはね、小学校がなんで、そんなことは、避難所じゃないんだから避難用の施設ではないんだからそんなところまでは考えなくてもいいんじゃないかなという意見もあったんですけども、小学生が、階段が、いや手すりがある所もあるよと言われてたんですよ。で、後から確かめに行ったら、確かに海田小学校本館の中階段真ん中と、3か所、本館は3か所階段があるんですけども、1番右側っていうか西側と真ん中には手すりがついてるんですよ。私たちが使用させてもらった1番左側東側と階段だけ手すりがないんですよ。で、まず、なんのためにあるんかねという話になったんですけども、もし分かればお答えできますか。これどっちに言うたらええん。よろしいですかね。まあ。

○議長（久留島） 通告外ですが、答えられますか。学校教育課長。

○学校教育課長（石川） 現在、小・中学校に27カ所の階段がありまして、その中で、手すりが付いてないのは4か所でございます。23か所につきましては、子どもたちの障がい
の状況、けがの状況により足が不自由であるとか松葉杖っていう子のために、これまで
随時付けてきたものというふうに考えております。またこの付いていない4つにつきましては、
全て学校がばらばらでございますので、全く手すりがない学校というのは存在
していない。ちょっと付け加えておきます、以上です。

○議長（久留島） 宮坂議員。

○11番（宮坂） 外野がやはりうるさいんですが、ありがとうございます。そういう状況
があるんで、これは避難に関してなんですけども、さっき言いましたように話がありま
したので、あれこれ言われるんであれなんですけども、拠点避難所、特にね、なってる

ようなところには、手すり等を避難するときにはやっぱりどういう方が来るかわからんのんで、そういうことも今後検討されるようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（久留島） 6番、宗像議員。

○6番（宗像） 6番、宗像です。まず、下水道工事についてお聞きします。三迫二丁目地内の下水道工事について。海田町では初めてのポンプアップの工法を採用するというところで、その工法について、先日、建設産業委員会、また、全員協議会で説明が行われ、そのメリットについての説明が行われましたが、申し訳ございませんが私にはよく理解できませんでした。昨年の予算特別委員会での説明では、開削ではない工法のような説明を受けて、当然今回の工法も推進によるものと思える感じで、で、ポンプアップの説明はなかったように思います。そうした中、今回大きく工法を変えています。通常大きく工法を変える場合には、また新たな工法を採用する場合には、メリット、デメリット、また他の工法との工事費等の比較等を明示し説明を行うべきと思いますが、再度その説明を求めるとともに、この工法を採用した理由を再度説明をお願いいたします。次に、区画整理事業における道路改良について聞きます。区画整理事業もJRとの移転契約が終わり、大詰めに来ており、現在瀬野川沿いの町道2号の道路のかさ上げ工事が行われております。新年度ではひまわり大橋より上流側についてはその工事も完了するものと思われま。しかし、ひまわり大橋から明神橋の交差点の道路改良が不透明です。今後、どのようにこの道路改良を進めていくのかお聞きいたします。

○議長（久留島） 町長。

○町長（山岡） 宗像議員の質問に答弁いたします。まず三迫二丁目地内の下水道工事の工法についての質問でございますが、マンホールポンプで汚水をくみ上げて流す強制排水方式を採用いたしました。これまでの自然流下方式にした場合は、三迫川の横断を推進工法で施工する必要がありますが、西岡田橋周辺は道路幅員が狭く、推進工法用の立杭構造するのが困難な状態状況であるため、推進工法での施工を断念いたしました。マンホールポンプのメリットデメリットでございますが、維持管理費に負担がかかるものの、下流の工事費が安価になります。一方、推進工法の場合は、維持管理費の負担はマンホールポンプに比べ安価ではありますが、工事費が高価になります。以上のことを勘案し、マンホールポンプを採用することが、最適だと判断をいたしました。続きまして、ひまわり大橋から明神橋および明神橋交差点の道路改良につきましての質問でございます

が、平成 28 年度から物件調査等に着手し、平成 30 年代の早い時期に完了いたしてまいりたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6 番（宗像）まず、この質問したんですけれども、予特のときに推進工法で工事をするような説明を受けたような感じがしてたんですが、開削工法で説明したのを確認しましたんで、その開削工法の絡みのことについて質問させていただきます。開削工法でやられるのは結構なんですけど、当面、去年、開削工法でやる中で西岡田橋の、今回考えておられますが、その位置、西岡田橋のケタの高さ等を考えたときに、ケタの下に管を持ってくる訳に行かないので、持ってくるんじゃないかと思いますが、その場合に、開削工事の深さ、これは十分、それまでのところの深さについては十分ことが足りた上での設計をされてたんでしょうか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、ご指摘のとおり、確かに深さが浅くなる区間も出てきますけども、構造上は十分に耐え得る設計としております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6 番（宗像）道路の場合に、下に埋設を入れる場合には深さ制限があると思うんですが、それらのことを十分に考慮した上での今のご答弁ですか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）道路法上の深さの規定には、ちょっと反するといいますか、深さが足りないんですけども、道路管理者と協議の上、この深さで埋設することにいたしました。

○議長（久留島）宗像議員。

○6 番（宗像）それだけの安全をみられているということは理解できるんですが、当然、そういうものもしながらやられてるんじゃないかということは理解できるんですけども、この度、予特でも全協でも説明されました。今回供用開始をされた中で、赤で印をつけられた部分があるんですが、単純に開削工法だけでいうと、当然にこの赤の部分全部について深さが、高さの問題があつてとれないはずだと思うんですよ。立坑を掘らない限りについては。その場合に、当初の段階、要するに予算段階で、そのことは考慮に入っていたんですか。入ってなかったんですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）それらも含めてですね、いろいろ検討している最中でしたが、前の説明でも、委員会等の説明でも行いましたが、まずは、この案件については、経済対策でやるというのが当初の目的でしたが、それが、叶わず新年度予算でやったということになります。ですから、当然、経済対策の時にはですね、またその辺の検討が最終段階にはなっていないということになります。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ただ、高さを考えれば、当然、今の、だから、西岡田橋から入っていく道路から下流部分については、開削だけでいけば、当然、その開削の要するに、どういふかな、下水が流れる管に、高さ的にのらないんじゃないかと思うんですが、最初からあの時点で、考えられるのは、ポンプアップ自体を考えた上でそうしないと下側の道路から下流部については、とれないんじゃないかと思うんです。だから最初から、あの時点でもうポンプアップは考えられていたんじゃないですか。それについてはどうなんですか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、ポンプアップも視野に入れた設計等はしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ならば、今回、ポンプアップが追加工事になるということで1,200万円、他の工事の執行残から集められて、工事費を苦勞されて捻出されたんじゃないかと思えます。それについては、どうのこうの言うんではないんですが、このときに、不足分については、1,300万強、不足してるという説明されました。逆に、ポンプを発注したのは1,200万円強。約100万円ここで誤差が出てるんですね。ポンプアップをもう検討して当初からそれだけ、ポンプの金を入れるかどうかは別にしても、開削工事に対してそれだけの、要するに、予算をつけとくべきじゃないか、足りんからよそからひばってきて無理して工事をするいうんじゃないかと、付けとくべきだと思うんですが、それについてどうなんですか。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）はい、マンホールポンプの工事費用が未計上じゃったのは、ちょっと失念でございます。それから、先ほど言われた1,300万円強、1,200万円というお話でございますが、第2工区を発注した時点で予算額を100万円、166万円オーバーしてしまいました。その理由といたしましては、予算編成時との差が、安全費の考え方で

す。当初、予算編成時には、2、3人の交通整理員で何とか賄えるんじゃないかという
ようなめどで予算を立てておったんですが、実際工事発注しまして現地に乗り込みまし
たところ、3人ないし4人、場所によっては、もっと交通整理員が必要になるというよ
うな事実も判明しました。それで致し方なく交通整理員を追加計上して発注したために、
ちょっとオーバーしたという事情がございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）はい、最後にこれの絡みで当初の通告にも入れとったんですが、資料の関
係、仮にこれを推進にした場合とポンプアップした場合と、どちらがどの程度安くなる
のか、これ明示されてなかったんですが、それについても明示できるのであれば、明
示していただきたいんですが。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）単純比較でございますが、マンホールポンプで施工した方が1,600
万円ぐらい安価に終わる、という試算をしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）予算を組むときに、しっかり現状をみて組んでいただきたい。次の質問で
すけれども、平成30年代前半で全面施工したいというのは、これ明神橋の改良も含ん
での話でしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はいその通りです。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ということは、28年度から工事をするという事は、逆に、物件調査に入
るということは、それ以前まではあそこについては現状のまま全く改良しないことにな
ると思うんですけれども、中店小学校線、区画整理の中で、中店窪町線ですかね、整理
する中で、実際行って区域の中でしか道路、ひまわり大橋からつくも橋、あの間だけ広
がって、あとはもとの狭いままで。ちょうど蛇がカエルを飲み込んだ格好になってる
と思うんです。結果的に。その解消してこないために、今、町長さん苦勞されて踏切の
方ですかね、近々改良されるというふうにお聞きしておるんですが、やっぱりこれ道路
を作ってこれだけのことをするのであれば、当然に、蛇を飲み込んだカエルじゃなくて、
まっすぐ、飲み込んでない状態にすべきだと思うんですが、早目にすべきだと思うん
ですが、それについてどうなんでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、議員さんご指摘のとおり、海田市駅南口の区画整理事業の効果を発揮するためには、今ご指摘の区間を早期に整備する必要があるということは、よく存じております。しかしながら、海田町といたしましては区画整理事業をまず第一に整備を行い、その後速やかに、今おっしゃられました区間について整備をして、最終的な効果の発現を図ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）それと、新年度、多分、駅前の道路の整備を行うと聞いておりますけれども、農協さん、当然、今の高さに道路をかさ上げすれば、農協、今の現駐車場との間に段差が出てくると思うんですが、その段差管理解消についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、区画整理区域外になってしまうんですけれども、区画整理事業によって道路の高さが、現況よりも高くなります。したがって、安芸農協さんの駐車場部分については、その機能回復を図るための補償を実施する予定にしております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）その場合、あそこはいろんなお客さんが多分来られる思うんで、その影響のないようなやり方を検討していただきたい。それから、もう1点、安芸農協横の窪町の下に下りる道路を今後改良する中で、あれを、当然28年度までに、30年度の早い時期に完了をしようと思えば、あの道路を付け替え、あの道路をどうするかということを検討しなきゃならないと思うんですが、そのための物件調査というもの、この28年度から実施されているのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今ご指摘のスロープにかかわる部分については、来年度から物件調査に着手してまいりたいと思っております。中店窪町線に係る物件調査は、28年度からかかっていきたいと考えております。

○建設課長（木村）宗像議員。

○6番（宗像）ちょっとはつきりわからなかったんですが、もう既にこの年度から、そのための実施になるんかどうなるんかよう分かりませんが、話は先に進めていくというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）ひまわり大橋から明神橋の中店窪町線を整理するには、まず今既存のスロープにかわるスロープを先につくらないと工事に着手できませんので、その新しいスロープ部分の物件調査には、来年度から着手して、中店窪町線の整備に支障のないように、段階を追った計画を今考えております。

○議長（久留島）宗像議員。

○6番（宗像）ともかく、蛇がカエルを飲み込んだ道路、一刻も早く改修するようにということで、私の質問は終わります。

○議長（久留島）14番、前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。まず、開発許可について、ということでお尋ねいたします。現在、三迫地区において開発問題で、開発業者と地元住民の間で問題が発生しております。これは土地開発における今後の災害事故に対する認識の違いから起きたものであらうと考えます。今後、市街化調整区域においての開発許可の審査が町村において権限移譲をされ、その自治体で審査が行えるようになります。そうすると、今度のような三迫地区の、特に串掛林道のようなトラブルは起きないのではないか、と考えます。それは、その地区の水の流れや地域の状況に精通しているものが調査したり審査するからであります。その後も三迫地区なら東地区、今後、今後も三迫地区や東地区の調整区域その境界付近においての開発が増えるものと考えられます。その対策とか安全基準等を、考えているのかお尋ねをいたします。さらにはまたその人員についての対応というのか、それはどのようになっているのか、お尋ねいたします。昨年、すなわち平成26年11月19日に公布され本年1月18日に施行された改正土砂災害防止法は、各自治体が県の指導のもと、危険地区を調査するものであります。町民の安全のためにも早急に対応を講ずる必要があるのではないかと思います。その対策は、どのようにしているのかをお尋ねします。そして土砂災害の危険区域や土砂災害特別警戒区域の指定を行うべきではないのでしょうか。その考え、準備はどのようになっているのかをお尋ねします。この警戒区域や土砂災害特別警戒区域がわかっているならば、三迫地区のような、1万5,000立方メートルもの土砂を野積みにするような危険な工事や土地利用の許可はしなかったものであらうと思います。また、公有地の埋立てや里道の移動は許可なく勝手にできるのか、以上、災害対策についてのお尋ねをするものであります。次に、防犯カメラについてであります。先日の補正予算でも出とりますが、通告どおり一応行かしてもらい

ます。先の議会において町内一円の主なところに、すなわち町の公共施設や交差点等に、防犯カメラを設置してはどうかという質問をしております。これについて、警察等と速やかに検討し対応するというものでありました。それについて、どのような対策を対応をされたかを尋ねます。次に、保育所の委託についてであります。町内3保育所を統合し、1か所で170名対応の施設として運営すると説明されておりますが、これは私の聞き違いかも知りませんが、社会福祉法人に委託するという説明があったと記憶しておりますが、社会福祉法人であろう、あるいはまた学校法人であろうと、いずれも変わりはないのではないかと思います。よその自治体においては、個人の優秀な方とか、株式会社、いろんな法人にも委託しておるところもあるようであります。今後、その方向といえますか、本町の方針はどのようにされていくのか、お尋ねをいたします。最後に、住民投票条例について、お尋ねいたします。住民投票条例の時期まで、あとは約6か月ということになっております。どのような準備、また住民説明用の資料の作成をされておるのかを、お尋ねいたします。連続立体交差はまた見直しの見直し、すなわち実施の方向で見直されている。本町においても、庁舎問題やその他いろいろなことを考慮し、その対応を考えるべきであろうと、このように考えます。先にもちょっと通告は出しておりませんが、連続立交の問題と庁舎の問題とは別問題であるというような答弁が繰り返されておりますが、私は、そうじゃなくして、これは連動しておると、このように考えております。町長の考えを問うものであります。以上です。

○議長（久留島）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁いたします。まず開発許可についての質問でございますが、権限移譲については、まだ県から具体的な情報が示されておきませんので、詳しい内容が分かり次第、対応を検討していきたいと思っております。次に、土砂災害防止法にかかる区域指定につきましては、県において、基礎調査を実施した後に指定されると伺っております。また、公有地の埋め立てや里道の移動については許可が必要となっております。続きまして、防犯カメラについての質問でございますが、海田警察との協議をもとに、当面町内30か所に防犯カメラを設置するよう、今議会で予算措置を講じた上で、新年度早々に設置を完了したいと考えております。続きまして保育所の委託についての質問でございますが、1点目、2点目については、再整備としていただく民間事業者の選定方法については、現在検討しているところで、社会福祉法人に限定してということではございません。公募条件等の詳細につきましては、国の交付金や認可の

基準、また、他の市町の事例を参考に、検討していきたいと考えております。3点目については、新保育所は、畝、西浜、幸保育所の建て替えに伴う保育ニーズに対応した施設として整備をするものであり、幼稚園ニーズは町内の私立幼稚園による受入れ体制に余裕があることから、町全体の施設状況を踏まえ、保育所として整備をするものでございます。次に、住民投票条例についての質問でございますが、住民投票の期日は平成27年9月30日まで延長されており、住民投票の説明資料については、過去の住民投票の説明資料等を参考に、準備を進めております。今後は広島県から示される広島市東部地区連続立体交差事業の見通し案を見定めた上で、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）再質問をさせていただきますが、まず防犯カメラについてということから再質問させていただきますが、これは補正予算でも30か所ほどやると。こういうことで最終的には50、忘れましたが、53か所だったかと思いますが、間違ふとればそれなりに訂正してください。それはそれでいいんですが、とりあえずこの30か所は別として、新たに残る20何か所か設置される訳ですが、仮に30か所全部やったとしても、そのまま単純計算しても、2,000万ぐらいであります。その2,000万で、町民のね、安全が図られるなら、とりあえずは、その次の段階であります。2段階でありますかね、今の補正予算の、別の、次の話、要するに、町の出入り口というのかどっちが出口で出入り口か分かりませんが、例えばね、2号線、瀬野川の境のあたり、高架の下のあたり、あるいはどっちが出口か知りませんが、国信の新幹線のあたり、あるいはバイパスだとやっぱり曾田のランプを上がったとか、あるいは宇部コンのあたり、31号線、どっか自衛隊付近とかあるいはその続きになりますが、県道花都川沿い、こういういわゆる町の出入り口ね、旧道も同じであります。行政界あるいは砂走橋、それからまた砂走畝境ですね、踏切を渡らずに、まっすぐ畑賀に抜けるような道もあります。こういうところに設置するとそういう犯罪者、そういう人達のより早い、そういう、どういふんか対応とかそういうことにつながると思います。もっと細かに設置しないか、30か所じゃなくしてもっと全地域、さっき言うたようなところも含めてカバーするために、さらに、そういうところをカバーしていかないかということで、その辺の考えを再度尋ねてみたい。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（丹羽）先日、副町長の方が補正予算のところで答弁させていただいたように、今後、警察とも協議しながらですね、その設置の箇所、箇所数については、見直していかなければならないと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）昨日も出ておりましたがね、この度の川崎の問題とかね、今朝ですか、夕べですか、平和公園の花壇の問題、これも防犯カメラが解決をしておるといふかね、そういうことがありますので、いち早い、その30か所に満足することなくね、次の対応をしていただきたいと、町長言われるようなね、安全安心のまちにしてみらいたい。これは要望ですけども、いち早い対応ですね、30か所とか50何箇所とかに限定せずして町内をくまなくカバーしていただきたい、このように考えております。保育所についてはあえて質問はいたしません、最後に、最後といふか終わりの住民投票の問題をね、先に再質問させていただきますが、県において、どういう方法なら現計画に近い形で、交差事業ができるのかというようなことですが、昨日と佐中議員からも出ておりましたがね、庁舎が邪魔をしとるんで、海田町は連続立交はやってほしくないんだらうということから、いわゆる最初の見直し案が出された、このように、私も、認識しておる訳ですよ。やっぱり、いち早く、庁舎はいずれにしても立交にあたる訳ですから、いち早く移動して、ここまでやってるんだから、何とか早くやってくださいと。その最初の当初の計画は、例えば海田市駅を3階にするとかね、そういうことはともあれ、最低限の高さ5メートルの高架ができれば十分、それで緊急車の通行もできるしね、そういうことで、立交はやってほしい。そのためにも、まず先にここに言うとりますように、庁舎の移転、これをやるべきじゃないかとこのように考えますが、再度ちょっとお尋ねしますがね、あくまでも立交と庁舎の移転とは関係ないと、このように考えられるというのか、再度お尋ねします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）逆に、立交と密接に関係してると思っておりますので、立交の行方を見定めた上で、庁舎移転については検討してまいりたいとそのように考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうことで、立交をするためには、庁舎があたる、だから連動して、とこういふことで非常に明快な答弁がありますがね。まず、庁舎の移転、単純に考えましてもね、1年やそこらの建設時間はかかると思います。先に設計等されておるま

すがね、むだと思うような、いわゆる複合ビルで、いわゆるその完成予想図、180万だったですかね、186万かなんぼうかかけとる。庁舎の設計もどっかやるんだということで、四百何十万円かかけた、これもできない。若干逸れますが、畝保育所も750万、やるんだいうて、設計してこれも無駄になつとる。だからそういう無駄なことをやる前にね、やっぱり、庁舎をさっとう移動してね、住民投票の資料はつくつとると、こういうことで、過去のものを何か参考にするということですがね、もう既にね、これはもう、わずかですが、新年度に入ってですね、早急に、そういうもんがあるんなら、住民に提示してね、どうしても庁舎を動かさなきゃならん、立交と連動しとるということで、まず住民に、どういうんですか、2か所のメリットデメリットを提示して、いうことで考えますが、今のそういう説明をね、近々いつ頃開く予定なのか、まずその辺の予定というか、この辺には住民投票の説明をする必要があると、こういうふうに考えておられるか、まず、実施の時期、住民説明の資料の提出時期、これを尋ねてみたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）再度の答弁になりますが、この後、広島県から示される事業の見直し案、それが出た後でそのことについては検討したいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）ちょっと再質問で言いかけたんですがね、いわゆる庁舎建設にね、1年、設計をやるとまた1年半も2年もかかる。それでは遅いんじゃないか思うんですよね。だから先にどけとけと。庁舎を移転してからね、移動してから、ここまで準備、即明日からでもその仮線が引ける、というふうに準備すべきじゃないか、このように思うが。県のね、結果が出てからというのはね、それはいろんな問題もあると思いますよ、庁舎の耐震とかそういうことも含めてもね、いずれにしても庁舎はやっぱり移転せにゃならんと思いたすがね、立交の答えが出てからでは、遅いんじゃないか、こういうふうに思うが、それは副町長どのように考えるか。副町長というよりも町長だろうけども、答弁はどなたがされても町長答弁だろうから、それは言いませんがね、答えが出たからでは遅い、どうなのか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）もう一度申し上げますが、その答えが出ないと検討には入れないと、そのように考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）繰り返しますがね、連動しとるんだから、早く移転せんと、やってほしくないんじゃないかいうて返されてもしょうがないと思うんですよ。それについての認識はどうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）その点は昨年の10月の事務協議において庁舎移転がこの見直しに何らかの影響を与えるのかというふうに聞きましたがそれは一切関係ないというふうに回答を得ておりますので、その影響はないものと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）県も要するに現計画のとおりでやってくれ、これは町長の粘り勝ちかどうか分かりませんがね、それでもって見直そうというふうに姿勢が変わったものと、わしはこのように解釈しとるんですがね、その点町長非常に努力をされとるんじゃないと思うんですがね。それで、もうひとつ努力されるついでに、庁舎を移転して、もううちはここまでやったんじゃ、何とかお願いして事業主体は県だから、最後の一押しとかそこらもう一つ聞くんじゃないかと思うんで、しつこいようじゃが繰り返しますが、どうですか、そこは。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）庁舎移転のその結論が出なくても、県の方からの見直し案は確実に出ると思っておりますから、その見直し案を見た上で、庁舎移転の方は検討してまいりたいと思っております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それでは遅いんじゃないがしょうがないがね、遅くとも8月には、見直し案が出るというふうには聞いとるんですがね、6月ごろに早ければ出るんじゃないかと。それ以上言うてもしょうがないがね、やっぱり早急に質してというか、町民の説明のね、資料を早く提示していただきたいと、こういうふうに要望しておきます。で、最初の三迫地区のこういう問題で、今いろいろこの問題になつとる訳ですがね。崎本議員も言いましたように、1万5,000立米にもなるような残土というか、中には資源だというような人もあるんですがね、確かにそのものを再利用すれば、資源かも分かりません。でも考えによってはあさひ団地とか、三迫団地とか、そこを造成するというその余った土を三迫とか串掛に積むということですから、言い換えればこれ産業廃棄物だろうと、このように考えるんです。それについて、町長部局はどのように認識さ

れておるのでしょうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設課長（久保田）同様なことをですね、その前に災害調査特別委員会でお話をされてですね、文章でその後ですね、お答えしたと思いますが、まず、土砂は産業廃棄物ではない。で、そういったもので埋めることについて、埋立法だったかな、それ県の条例に抵触するんじゃないかということも言われましたが、そのときも宅造の許可を受けたものはその対象外であると、いうお答えをさしていただいております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それでね、それについて、先ほどちょっとしか触れておりませんが、いわゆる公衆用道路というか、町有地がですね、昨日の、下岡議員からも出ておりましたが26年の3月2日ですね、分筆されておるんですね。で、聞くところによると民地と交換をするんだということですね、行政、公衆用道路を分筆してまで、民々、個人に協力するのか、どういうなにかあってそれをやるのか、これの説明を聞きたい。

○議長（久留島）建設部長。

○建設課長（久保田）同様なことをですね、今日の全員協議会の方で資料をもって説明するようにしておりますが、この場で説明をさしていただければよろしいのでしょうか。

（「聞いとるんじゃないけえ言わにゃあいけんよ」と呼ぶ者あり）

○建設部長（久保田）分かりました。じゃあ、建設課長の方から説明をさせます。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、この度町有地の部分を分筆したということですが、これは道路部分とその道路を支える法面部との境に線が入っております。これを入れた理由としましては、町長の答弁にもございましたが、造成区域を明確に分けるために分筆したものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）造成区域にね、今説明、昨日の説明と違うんじゃないかと。民地と交換するという説明があったが、どうなんか、これ、おかしいんじゃない。一貫してないよ答弁。それはどうかお尋ねします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）はい、分筆した理由は造成区域を確定させるためでございます。その後、林道内にある未登記部分のところと分筆した法面の部分、最終的には造成によって

道路法面の機能が喪失しますので、その部分を交換する予定でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それがね、3月に分筆して8月か9月にやっとする。事前にそういうのがあったのか分かりませんが、民民が宅地造成するのか、廃棄物を処理するのか、ここでは認識が違う訳ですがね、その町有地をね、率先して分筆しておるといここらがね、理解できんのよね。ほいで、そこを埋め立てさしとるといね、町有地に、言い換えれば産業廃棄物の処分場になっておるといこういうふうを考える訳じゃが、産業廃棄物じゃないと、少なくとも残土という言葉があるんです。分かりますか。余剰の土ですから、残土なんですよ。どのように理解するかは別ですよ。残ったものということになれば廃棄物じゃないのか、余ったもの。その認識はどうか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）これまでもお答えしておりますように、土砂で、土砂はそもそも産業廃棄物ではないというお答えを県の方からもいただいておりますので、町の方も土砂については産業廃棄物ではないという具合に考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今もあったが民地と交換するとかね、それはね、何か理解できないのがね、まず今、串掛林道、つくってからなんぼになるんかよう分からんけども30年ぐらいにはなるだろうふうに、分かりませんが、そこまでは聞こうとは思わん訳ですが、既に道路として利用しておる訳ですから、どういう形であろうね、民地であろう、公有地であろう、そういうことは別に問わない。今更それを何で民地と公有地と交換する必要がある。既にこれは時効取得というのはね、実際には裁判はしてないんだろうけども、なってないが、時効取得が成立しとるんですよ。なぜそういうことを今、民地と交換する必要がある、かどうなんか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）こちらの土地については、前所有者さんとの間で、町の方で購入をさせていただきたいという交渉を長い間実施しておりましたが、最終的にはそれが履行できない状況で未登記という形で残っておりました。この度、新たな所有者さんがそれ取得される際に、過去の経緯も存じておられまして、基本的には、町と、町の方に購入させていただきたいということで新所有者さんの方にも申し上げたところですが、先ほどもご説明させていただいたとおり交換というご提案をいただいております。時効取得

をしてはどうかということですが、公共事業において、過去にそういう交渉をした後にですね、時効取得に踏み切るということは、海田町の方ではこれまでやったことがございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）今のね、時効取得、時効が成立しとるということを言うてるんですよ。やったことがあるとかないとかそういうことを言うてるんじゃない。それぐらいのことはわかるとるんじゃない、どうなんか、そこら。時効が成立しとるということを言いたいんじゃないが、どうなんか、認識しとる者がおるんか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）地権者とはですね、当初串掛林道を開設する時期の用地交渉から話をしております。つい、つい最近という訳じゃございませんが、それまでも交渉の方は引き続いて行っておるということから、時効の方は成立しておるという具合には考えておりません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）継続的にね、分かった、ええか、言うてみい。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）すいません、ちょっと誤解を招くような発言があったので、時効は成立はしていません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）用地の交渉したというのね、継続してやるとるのかどうか。その間やるとる訳がないんじゃない、ずっと、今までね。だから時効は成立しとる、停止しちゃあおらんのよ。ずっと串掛は開通しとるんよ。約30年間。それに時効は成立しとらんいうような、そんなばかな説明はないじゃない。そこらちょっと勉強して言うてくださいよ。それをまた、特定業者に、その分を加担するような、公有地をわざと分筆して、なぜそこまで加担せにやならんの。一個人に。公のものが、一個人のために、そこまで協力する必要あるん。全部そうなった時にどうするん。その辺の考え方を説明してほしい。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今回の分筆は業者の方が実施をしたものでございます。それは先ほど申し上げたとおり、宅造区域を確定させるためでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）言うとの意味が違うんじゃない。業者が公有地を勝手に分筆できるんか。それを黙認しとるんか、それはどういうことなのか、その辺の説明が理解できない。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）この度の公有地も含めて、業者の方が盛土をするということですので、県の方に適正な審査をしていただくには、公有地部分も盛られるというふうに、造成区域に、面積には当然入れていただかなければいけませんし、その盛土量についても、当然、配慮、検討の上、許可をしていただかなければなりませんので、今回、道路法面部分についても明確に造成区域に入る。審査の対象になるということで分筆をしたものでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）それはおかしいんじゃないですか。公有地を埋め立てしてもらわんでもええんじゃない。例えば何目的で、例えばただで埋め立てしてあげましょう、民間業者が言うたとしたら、何を目的に埋め立てしてもらうんですか。その必要ないでしょう。どうなんです、その辺は。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）道路に対しては隣接宅地から接道するということが妨げることはできないと考えております。ですから、たまたま今回は林道ですが、それが一般の市街地であったとしても、その道路と同じ高さまで各地をかさ上げして、道路に接道したいということになれば、その道路が法面を有しておればですね、その部分も含めて隣接宅地の方がかさ上げをして道路に接道するということが、一般的にあるかと思えます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）少なくとも、公図は頭に入って言うんじゃないやろね。民地が道路になつとるじゃない。接道の問題は、何がないじゃないですか。どこに接道の問題がおきる。場所、地図頭に入って答弁しとるんか、どうかいそこは、まず、地図、公図頭に入れて答弁しとるんかどうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（木村）今回の造成区域の公図については大体理解はしております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）公図が頭にあるんなら、接道の問題、何も発生してないじゃないですか。

民地と、公有地と、逆に言えば、壁かなんか作って、仕切ってもらやあええ。いわゆる耐力壁を作って。そうすることによったら、昨日も下岡議員から出とるように、そういう含水の問題とか、テールアルメか知らんけども、しっぽが含水した場合に、もちろん、そういう体力的なものがなくなってしまう。そういうのは素人でもわかっとる。逆にそういうところを仕切ってもらって、耐力壁をつくってもらって、要するに、その官民界に。その方が、道路の安全管理上、よほど楽なんじゃ。昨日も出ておりましたね。許可権限者は県であるけども、道路を管理者は海田町だから、ね、町長、災害が起きたら、海田町が補償するんですよ。こういうことなんよ。これはもう明確なところなんよ、おかしいやろ。埋め立ての許可は県がして、災害が起きたら海田町の責任だと。理解できますか。ところが法的にそうなとるんです。道路管理者の責任。その道路に1万5,000立米か7,000立米の土を盛土してね、耐力壁代わりに串掛林道でもって持たそうとこういうて言うとる訳。それを容認するいうて、ご丁寧に、分筆までして、公有地を。そうじゃなしに、境目に壁をつくってもらやよっぽどええんじゃない、どうなんか、今からでも遅くはない。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）まず分けて説明をさせていただきますが、道路改築、今課長が言いましたように道路改築で法面部分を埋めてですね、道路改築して接道というのはですね、一般の道路でもあります。ですからそれは問題はありません。今言われる、それによって串掛林道のテールアルメに、新たに土砂の負荷がかかるじゃないか、それで結局テールアルメで持つことができなくて、土砂崩壊に至るんじゃないかということのご指摘でございますが、それは、一つは、今の法面とテールアルメの間の楔形の土砂が新たに増えることよっての安全性、これは我々道路管理者の方で、確認をさしていただいております。それともう一つ、昨日からお話をしております法面全体の楔形の後ろのところですね、あの法面全体がずるっと落ちてこんように、そこは、盛土全体の安定計算というのをやってくださいねと。それは、通常の宅地造成基準のオーバースペックな部分となりますが、そここのところはやってくださいねということ、再三、まず業者の方にも言いましたし、県の方にもそこは言いました。一番問題になるのは、そここの楔形の後ろの盛土が、ずってくるところが問題になりますので、それは再三、再四、お話をいたしました。しかし、そのことについては、先ほども言いましたように、今の基準を越えたオーバースペックを越えたところになるんで、そこの方はご協力がいただけなくて、

今日に来ておるといふ具合なことです。

○14番(前田) そのね、盛土がどうなんか、安全であるとか何とか言われておりますがね、そのことが安全でない、というのはたったこの間、去年8月20日、ご存じのとおりです。県が安全であるというて宅地造成をやってね、多くの家を建てて、県営住宅まで建てて、何年間安全なのか、30年経つとるから安全なのか、50年たつとるから安全なのか、200年経ったから安全なのか、我々はそのことを言うとするのではない。将来にわたって、ずっと安全でなければならん、こういうことを言うとする訳ね、10年安全だからいいですよ、100年安全だからいいですよ。そんな限定したことというとするんじゃない。将来にわたって安全でなければならぬ。だからそのテールアルメに向けて、さっき言うとする含水の問題が出て来る。当然、ね。わずか30センチか何ぼか、そういう造成の方の図面を見ておりませんので分かりませんが、いわゆる時間雨量100ミリ120ミリというものが降って流れたときに、現在の排水パイプ何ぼあるのか知りません、それだけで流量、まかないができるのかどうか。そこらの確認もないのに、ただ安全である、基準に達しております。今の、部長答弁、だったら、そういうのは、今言ったように例えばその官民界にね、擁壁耐力壁があると、作ってもらいなさいよ。いやそうじゃない、埋め立てで許可するんだ、認可しとするんじゃないってね、安全でないものを簡単に認可してもろっちゃ困る訳なんよ。誰が困るんかいうたら、一番その下流の住民が一番困る。住民の安全・安心なくして町長の言葉との差異が出てくる。矛盾が出る訳。だから、どこまで安全何かいうて、業者をお願いしております、安全対策をやってください。土嚢袋2段ほど積みました。土嚢袋なんていうのは、大げさな話をすると、ちょっと強い風が吹いたら飛びますよ。これはちょっとうそじゃけどね。それぐらいのものをね、木の葉っぱが溜まって水がちょっと10センチも20センチも貯まったら、何平米あるんか知らんが、すぐ押し流しますよ。それが今言う串掛林道に浸透したら大変な災害になる、串掛林道そのものが、耐力壁であるというときながら、盛土じゃないですか、あのところは。ね。だからあの谷は、いろいろ議員から出ておるように、岩盤でできたような山谷筋、串掛の林道部分は盛土である。引っ付いとらん訳よの、要するに密着しとらん訳。だから水を含めば簡単に流れる。そういう安全をどういうふう認識しておる。だから、業者をお願いしとするんですよ。お願いしとるだけじゃ駄目じゃないですか、やらさんじゃあ。どっかのはなしじゃないけども、言うとするんですが言うとするんですが言うたんじゃ、安全は守れませんよ。安全ではない。そこらをどのように認識して今のような答弁

しておるのか。ね。言うたように、30年だから安全なのか。100年だから安全なのか、私が言うように、ずっと将来にわたって安全、どういうところに認識して、こういう許可を出して、そうですとこういう言うとするのか。ちょっとそれ時間があるか、ちょっと答弁求める。

○議長（久留島）建設部長。

○建設課長（久保田）それでは私の方からは、どういう意図で許可を出したかというところはちょっと許可権限者がいないですからそこちょっと答弁は控えます。考え方としてはですね、今、前田議員が言われたこと、当然、私も何点か共有できる場所は多々あります。その中でですね、やはり8月20日の広島市の大地震が起こって、当然、今までの基準の中では被害が抑えられないところがあった。ですから、我々執行部の方は9月の9日に追加意見の方を出しております。盛土全体の安定計算の方もやっぱりちゃんとあそこまで行っておりませんが、慎重に十分審議をしていただきたいということですね、追加の意見で我々の方は提出をしております。それ以外にもですね、本来の基準の、何回も言いますが、オーバースペック部分になるその盛土全体の安定計算をやりたい。そうしないと、やはり住民の方も非常に不安に思うでしょうし、当然、我々行政の方もですね、やはりそこまでやっていただきたいというのが本音でございます。再三再四それはお願いはいたしました。ただ、どうしても町の方からですね、強制力というのは、この中で発生することができません。したがってお願いしかなかった訳でございますが、どうにかそれについてはやっていただきたいということを、業者、それと、県の方にも言いましたが、最終的にはそこのご協力までがいただけなかったということでございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）これ以上言うてもね、認識が違うあれじゃがね、中には関知しない、許可権者は県であると、こういうふうには逃げておりながら、今も言うた、いろんな、そういう要望とか、追加でも出したら訳じゃ。だから、県の仕事であって我々は関知しないんだと言いながら意見書を付けると訳よの。これ建築確認も一緒よ。そのまま、黙って判をつけて県へ送って許可もとるんじゃない。海田町はその土地があるとか道路があるとか接道問題とかいろいろね、今回の分でもそういう安全対策をして盛土部分をどうこうせいという意見書をつけると訳だから、全く関知しないというんじゃないから、しっかり関知して、県に、逆に、県に条件を提示しなさいよ。これこれでないで許可し

てもろうちゃあ困んだという。それぐらいの意気込みがないと町長が言う安全安心のまちは作れませんよね。だから、20年だから大丈夫だろう30年だから大丈夫だろう、その、だめだという証明は安佐北区でしとる訳だからね、南区も一緒じゃけども。だから、再度、これも要望に急きょ変えますがね、そういうことを県に要望して、ちょっと待てと、今の工事、これぐらいひとつ本気でやってほしい、いうことで、議長終わります、ありがとうございました。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前12時07分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第2から日程第10に至る各案件につきまして、新年度予算に関連する条例案、予算案でございます。各案件については、日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第2、第18号議案、海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第18号議案、海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定について。児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の制定による所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは、第18号議案、海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。議案書の36ページ、資料20の新旧対照表及び資料21の条例の概要をお出しくください。説明につきましては、資料21の条例の概要で説明させていただきます。今回の改正は、児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の制定により所要の整理を行うものでございます。主な改正の内容は、第1条については、児童福祉法の改正に基づき、保育所の設置目的を改正するものでございます。旧第4条につきましては、第8号議案でご承認いただいた海田町保育の実施に関する条例の廃止に

に伴い、条文を削除するものでございます。旧第6条の保育料については、保育料算定に係る引用法令が児童福祉法から子ども・子育て支援法に変更となることに伴う条文の改正などを行うものでございます。その他条文の削除に伴い、条の繰り上げなどの整理を行うものでございます。施行期日は平成27年4月1日です。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第3、第19号議案、海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第19号議案、海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について。海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）それでは、第19号議案、海田町児童クラブ運営条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の38ページ、資料23の新旧対照表をお出してください。昨年9月の議会でご承認いただきました海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定により、失礼いたしました、資料22の新旧対照表をお出してください。すいません。昨年9月の議会でご承認いただきました海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定により、児童クラブの入会資格が小学校6年生までに拡大されるため、条例の一部を改正するものでございます。施行期日は4月1日からとしておりますが、4月1日から入会する児童の手続など利用準備にかかる事務は、施行日前から行うことができるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第4、第20号議案海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第20号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。平成27年度から平成29年度までの第1号被保険者に係る介護保険料を第6期介護保険事業計画に基づき改正する等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては

担当者から説明させます。

○議長（久留島）福祉保健部次長。

○福祉保健部次長（湯木）第 20 号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。議案書の 39 ページ、資料 23 の海田町介護保険条例新旧対照表上及び資料 24 の海田町介護保険条例の一部を改正する条例の概要をお出してください。説明につきましては資料 24 の条例の概要でご説明いたします。今回の制定は、介護保険法第 129 条に基づき、平成 27 年度から平成 29 年度までの 65 歳以上の第 1 号被保険者に適用する保険料率の改定と介護保険法の改正により、町が実施する介護予防、日常生活支援総合事業の実施時期について経過措置の補則を加えることについて、介護保険条例を改正するものでございます。改正の内容についてでございますが、第 6 期保険料の基準額月額につきましては 5,723 円でございます。第 5 期保険料と比較して 125 円増加し、伸び率は 2.2 パーセントでございます。2 ページをお願いします。保険料につきましては、対象者の課税状況や所得金額によって 11 段階の所得段階を設定しております。所得水準に応じた保険料率につきましては、第 1 段階の 0.5 から第 11 段階の 1.9 までとしております。所得段階別保険料の年額及び月額につきましては、表のとおりでございます。3 ページをお願いいたします。（2）第 1 号保険料の低所得者軽減強化につきましては、表のとおりとし、平成 27 年度及び平成 28 年度において給付費の 5 割とは別枠で公費を投入し、低所得高齢者の保険料の軽減を強化するものでございます。（3）介護予防日常生活支援総合事業に関する経過措置につきましては、サービスの提供体制の構築に一定期間を要することから、平成 27 年 4 月 1 日から町長が定める日までの間には行わず、当該町長が定める日の翌日から行うと規定するものでございます。施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日でございます。ただし、国において公費による介護保険料の軽減強化のための政令の公布が、国の予算成立後に予定されていることから、第 4 条第 2 項の規定は規則で定める日から施行することといたします。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 5、第 21 号議案、平成 27 年度海田町一般会計予算から、日程第 10、第 26 号議案、平成 27 年度海田町水道事業会計予算までは一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第 21 号議案から第 26 号議案まで、平成 27 年度海田町一般会計ほか 5 会計予算。第 21 号議案から第 26 号議案までを一括してご提案を申し上げます。平成 27 年度海田町一般会計ほか 5 会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成しております。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）説明に先立ちまして、資料の訂正をお願いいたします。正誤表と差し替え分につきましては、お配りしておりますが、資料 32 予算の概要の 2 ページにおいてまち・ひと・しごと創生と記載すべきものをひと・まち・しごと創生と記載した箇所が 2 か所ほどございました。お詫びをして訂正をさせていただきます。まことに申し訳ございませんでした。それでは、第 21 号議案から第 25 号議案の平成 27 年度海田町一般会計及び特別会計の予算についてご説明いたします。まず、一般会計から資料 32 の予算の概要によりご説明いたします。2 ページをお願いいたします。平成 27 年度予算編成の基本的な考え方でございますが、第 4 次海田町総合計画の基本構想に掲げる都市像、ひと輝く・四季彩のまちかいたの実現に向け、財源を重点的に配分し、これまで取り組んできた子育てしやすい安全安心なまちづくりを、引き続き、継続拡充してまいります。また、併せて、将来世代へ過度の負担を残さない持続可能な行財政運営のため、行財政改革指針に基づき、絶え間ない行政改革に取り組んでまいります。次に、3 ページ、財政規模でございます。平成 27 年度一般会計の当初予算額は 100 億 3,800 万円で前年度に比べ 9 億 9,600 万円、11 パーセントの増額でございます。なお、国の補正予算に伴う経済対策分の事業費を加えますと、予算規模は 101 億 190 万 3,000 円となり、前年度と比べ 4 億 4,369 万 7,000 円、4.2 パーセントの減額でございます。次に、8 ページから 14 ページにかけて、予算のポイントとし、主要な事業や新規拡充事業を掲載しております。後ほどご覧をいただきたいと思います。続きまして、16 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。16 ページに一覧表を記載し、17 ページ以降内訳を記載しております。17 ページの自主財源と依存財源でございますが、平成 27 年度予算の自主財源は 52.1 パーセントで、前年度に比べ 1.5 ポイント減少しております。主な減少の理由は、依存財源である地方消費税交付金について、税率の引き上げに伴う増収が、平成 27 年度から数年分となることによるものでございます。次に、18 ページをお願いいたします。町税でございますが、予算額は 40 億 4,625 万 7,000 円で、前年度に比べ 3,018 万 6,000 円、0.8 パーセントの増でございます。主な増額の理由は、景気

の持ち直しによる個人町民税及び法人町民税の増によるものでございます。19 ページに移りまして、町債でございますが、予算額は9億590万円で、前年度に比べ1億7,010万円、23.1パーセントの増でございますが、経済対策分を含めると、9億1,720万円、50.3パーセントの減でございます。なお、平成27年度末の町債残高見込みは約95億円で、交付税算入額を差し引いた実質的な町の負担額は23億円、プライマリーバランスは約5億円の赤字でございます。次に、22 ページ、地方交付税でございます。予算額は11億1,481万5,000円で、前年度に比べ1億1,373万3,000円、11.4パーセントの増でございます。普通交付税につきましては、平成26年度より1億5,000万円の増と見込み、特別交付税につきましては、福祉事務所分の経費の減を見込み、約3,600万円の減額としております。また、交付税特別会計の財源不足を補てんするための臨時財政対策債振替額を2億円の減と見込み、地方交付税を合わせた実質的な地方交付税については、14億1,481万5,000円と見込んでおります。24 ページに移りまして、繰入金でございますが、予算額は6億6,156万4,000円で前年度に比べ3億3,868万8,000円、104.9パーセントの増でございます。基金の残高については下の一覧表のとおりでございます。25 ページに移りまして、地方消費税交付金でございますが、予算額は5億1,891万1,000円で前年度に比べ1億6,370万円、46.1パーセントの増でございます。地方消費税の引き上げ分については、社会保障政策に要する経費に充てるものとされており、予算の概要の中に、平成27年度予算の社会保障政策の経費と財源内訳を記載しております。26 ページ以降、その他の歳入について記載をしております。後ほどご覧をいただきたいと思っております。続きまして、37 ページをお願いいたします。目的別の歳出予算でございます。37 ページに一覧表を掲載し、38 ページ以降、内訳を記載しております。38 ページをお願いいたします。まず、議会費でございますが、予算額は1億2,070万7,000円で前年度に比べ788万円、7パーセントの増でございます。39 ページに移りまして、総務費でございますが、予算額は9億4,024万6,000円で、前年度に比べ1億2,492万3,000円、15.3パーセントの増で、経済対策分を加えた予算額は9億6,549万5,000円で1億5,017万2,000円、18.4パーセントの増でございます。主な増額の理由は、社会保障税番号システム制度のシステム整備事業費の増によるものでございます。40 ページに移りまして、民生費でございますが、予算額は37億3,360万円で、前年度に比べ1億3,996万6,000円、3.9パーセントの増でございます。主な増額の理由は、入所者の増による私立保育所等保育事業の増額によるものでございます。41 ページに移りまして、衛生費でござい

ますが、予算額は8億1,437万9,000円で、前年同期に比べ4,633万8,000円、6パーセントの増でございます。主な増額の理由は、安芸区民センターの長寿命化工事に伴う広域ごみ焼却場事業負担金の増額によるものでございます。続きまして、44ページをお願いいたします。土木費でございますが、予算額は13億6,203万7,000円で、前年度に比べ7,214万8,000円、5.6パーセントの増、経済対策分を加えた予算額は13億6,245万7,000円で、7,256万8,000円、5.6パーセントの増でございます。主な増額の理由は、寺迫公園整備事業費の増によるものでございます。46ページに移りまして、教育費でございますが、予算額は14億148万8,000円で、前年度に比べ6億6,571万円、90.5パーセントの増でございます。今年度の経済対策に教育費の事業はございませんが、昨年度の経済対策を加えた予算額との比較では8億3,789万円、37.4パーセントの減でございます。主な増額の理由は、海田中学校北校舎・中校舎の耐震補強事業等によるものでございます。47ページに移りまして、公債費でございますが、予算額は11億1,859万9,000円で、前年度に比べ4,361万6,000円、3.8パーセントの減でございます。その他の費目につきましては、後ほどご覧をいただきたいと思います。続きまして、48ページをお願いいたします。性質別の歳出予算でございます。内容につきましては、49ページから59ページにかけて記載をしておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。62ページをお願いいたします。まず財政規模でございますが、13億2,781万6,000円で、前年度と比べ1億6,104万4,000円、10.8パーセントの減でございます。昨年度の経済対策分を加えた額との比較では2億6,104万4,000円、16.4パーセントの減でございます。次に、63ページに移りまして、歳入の概要でございます。使用料及び手数料でございますが、平成26年度の実績から2.5パーセント減の4億7,391万3,000円としております。次に、町債でございます。18パーセント減の3億6,490万円としております。なお、昨年度の経済対策分を加えた額との比較では26.8パーセント減でございます。66ページに町債残高の推移を記載をしておりますが、平成27年度末で約85億円と見込んでおります。続きまして、67ページをお願いいたします。歳出の概要でございます。事業費でございますが、対前年度比63.6パーセント減の1億9,473万5,000円としておりますが、経済対策を加えた額では69.4パーセントの減でございます。続きまして、国民健康保険特別会計でございます。74ページをお願いいたします。財政規模でございますが、33億8,603万5,000円で、前年度と比べ3億8,685万2,000円、12.9パーセントの増でございます。

次に、76 ページに移りまして、歳入の概要でございます。国民健康保険税でございますが、加入者の減により、4.4 パーセント減の 5 億 6,830 万 8,000 円としております。次に、繰入金でございます。23.7 パーセント増の 2 億 275 万 6,000 円としております。次に、81 ページに移りまして、歳出の概要でございます。保険給付費でございますが、平成 26 年度の実績から 0.5 パーセント増の 21 億 3,463 万 1,000 円としております。続きまして、介護保険特別会計でございます。86 ページをお願いいたします。財政規模でございますが、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の合計額は 18 億 8,214 万 9,000 円で、前年度と比べ 3,988 万 1,000 円、2.2 パーセントの増でございます。次に、87 ページに移りまして、歳入の概要でございます。保険事業勘定の保険料でございますが、保険料の増額改定により、7.5 パーセント増の 4 億 6,246 万 6,000 円としております。次に、91 ページに移りまして、歳出の概要でございます。保険事業勘定の保険給付費でございますが、介護サービスの利用の増加により、2.1 パーセント増の 17 億 8,645 万 1,000 円としております。続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。96 ページをお願いいたします。財政規模でございますが、3 億 546 万 9,000 円で、前年度と比べ 1,221 万 3,000 円、4.2 パーセントの増でございます。次に、97 ページに移りまして、歳入の概要でございます。後期高齢者医療保険料でございますが、被保険者数の増加により、4.5%増の 2 億 4,778 万 8,000 円としております。次に 100 ページに移りまして、歳出の概要でございます。後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料徴収額の増加により、4.2 パーセント増の 3 億 59 万 6,000 円としております。続きまして、議案の説明をさせていただきます。第 21 号議案をお願いいたします。平成 27 年度海田町一般会計予算でございますが、第 1 条で歳入歳出予算の総額を 100 億 3,800 万円と定めております。第 2 条は債務負担行為でございます。5 ページに、4 件の事項について期間と限度額を定めております。第 3 条は地方債でございます。6 ページから 7 ページにかけて 18 件の起債について目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。第 4 条は一時借入金でございます。最高額を 7 億円と定めております。第 5 条は歳出予算の流用でございます。地方自治法の規定により、各項の金額を流用することができる場合を、給料職員手当及び共済費の同一款内での流用と定めております。続きまして、第 22 号議案をお願いいたします。平成 27 年度海田町公共下水道事業特別会計予算でございますが、第 1 条で歳入歳出予算の総額を 13 億 2,781 万 6,000 円と定めております。第 2 条は地方債でございます。3 ページに 3 件の起債について目的、限度

額等を定めております。第3条は一時借入金でございます。最高額を7億円と定めております。続きまして、第23号議案をお願いいたします。平成27年度海田町国民健康保険特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を33億8,603万5,000円と定めております。第2条は一時借入金でございます。最高額を5,000万円と定めております。第3条は歳出予算の流用でございます。各項の金額を流用することができる場合を、保険給付費の同一款内での流用と定めております。続きまして、第24号議案をお願いいたします。平成27年度海田町介護保険特別会計予算でございます。第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を18億6,840万3,000円と定め、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を1,374万6,000円と定めております。第2条は一時借入金でございます。最高額を3,000万円と定めております。第3条は歳出予算の流用でございます。各項の金額を流用することができる場合を、保険給付費の同一款内での流用と定めております。続きまして、第25号議案をお願いいたします。平成27年度海田町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、第1条で歳入歳出予算の総額を3億546万9,000円と定めております。第2条は一時借入金でございます。最高額を3,000万円と定めております。以上で、平成27年度海田町一般会計及び特別会計の予算の説明を終わります。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（龍岩）続きまして、平成27年度海田町水道事業会計予算についてご説明いたします。資料42、水道事業会計予算の概要の1ページをお願いいたします。事業収益は、4億2,751万1,000円で、26年度予算に比べまして563万円の減となっております。また、事業費用は3億9,998万円で26年度予算に比べまして389万5,000円の減となっております。以上の結果、27年度におきましては、2,753万1,000円の利益を見込んでおります。次に、資本的収入は498万9,000円で26年度予算と比べまして7,426万2,000円の減となっております。また、資本的支出は1億8,580万4,000円で、26年度予算と比べまして1億2,212万1,000円の減となっております。27年度は東増圧ポンプの機械設備を更新いたします。また、水道管につきましては、引き続き、長寿命の耐震管で更新してまいります。なお、差引不足額1億8,081万5,000円につきましては、内部資金であります当年度分損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。続きまして、第26号議案をお願いいたします。第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数は1万2,518戸、年間総配水量は325万4,000立米、1日平均配水量は8,890立

米を予定しております。次に、第3条には収益的収入及び支出、第4条には資本的収入及び支出、第5条には、一時借入金の限度額、第6条には予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条には流用禁止項目、第8条には棚卸資産の購入限度額を定めております。以上で、平成27年度水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で、全議案の説明を終わります。この際、議長よりお諮りいたします。第18号議案、海田町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてから、第26号議案、平成27年度海田町水道事業会計予算までの9議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいと思っておりますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第18号議案から第26号議案までの9議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決めます。この際、お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から委員を辞任させていただきたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することと決めます。この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長・副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長・副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時39分 休憩

午後1時55分 休憩

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいま予算審査特別委員会の委員長に、下岡議員、副委員長に宗像議員と決しておりますので、ご報告いたします。この際、お諮りいたします。平成27年度予算審査特別委員会の審査のため、3月6日から3月16日までの11日間、休会といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、3月6日から3月16日までの11日間、休会とすることと決めます。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでございました。

午後1時55分 散会